





して、緩衝能の高い日本の畜産の構築に大きな力を發揮することを願つてやみません。以上であります。どうもありがとうございました。(拍手)

○遠藤委員長 ありがとうございました。

次に、今野参考人、お願いいたします。

○今野参考人 山形県は遊佐町から参りました今野進と申します。米づくりの百姓をしておりました。

私たちの町は、山形県の庄内地方、秋田県境の町でございます。東には鳥海山、西には日本海という、大変自然に恵まれたところでござります。余談でございますが、最近話題の映画「おくりびと」のロケ地になつたところでもございます。水田面積が約三千ヘクタールで、転作率が三三%ほどでございます。

二〇〇四年に飼料米に取り組んで今日まで来たわけですけれども、その経過を少しお話しさせていただきます。

二〇〇四年に、十数名の仲間とともに七・八ヘクタールから飼料米生産を始めました。大きな志と少しの遊び心で、日本の食料自給率向上に寄与しましようというところで始まりました。まあ、当時は大きな遊び心と小さな志かもわからないのですが。それで、二〇〇八年には百七十ヘクタール、取り組み人数が二百八十人まで伸びました。ちなみに、これは遊佐町の取り組みでございます。

して、昨年から、農協は同じなんですが、隣町の酒田市にも広まりまして、合わせますと三百二十九ヘクタール、五百六十人ほどの生産者がかかわっております。二〇〇九年度、来年度の見込みとしましては、庄内どり農協管内、遊佐町、酒田市合わせてですが、四百ヘクタールの取り組みになる見込みでございます。

二〇〇四年に取り組み始めたころは、十年ぐらいい先には我々のことことが注目される時代が来るのかなという程度の思いでございましたけれども、こんなに早く皆さんから注目をされたということは、正直驚いております。

この飼料米プロジェクトの取り組みの構成内容をお話ししますと、遊佐町、現在は昨年から隣の酒田市も入つておるはずですが、庄内みどり農協、平田牧場、生活クラブ生協、全農庄内、現在は統合しまして全農山形本部になっております、それともちろん我々生産者グループで構成しております。ほかに、東北農研センター、山形県農業技術普及課、そして地元の山形大学農学部の指導、御助言をいただきながら取り組んでおります。

この中で、特に三本の柱となります庄内みどり農協つまり我々生産者と、それから平田牧場、隣の酒田市にある豚肉の生産、加工、販売までを扱っている会社でございますけれども、それから生活クラブ生活協同組合、これは首都圏を中心につきましては、まだ農協合併前の遊佐町農協時代でございますけれども、一九七二年から米の取引が始まりまして、当時は三千俵から始まつたわけですが、現在では約十萬俵の米が私たちの遊佐町から生活クラブ生協の方に届いております。ちなみに、我が町の米の生産量はほぼ十七万俵ですから、半分以上、六割程度の米が生活クラブ生協に行つているという関係でございます。

それから、平田牧場さんにつきましても、一九七四年当時からと聞いていますが、豚肉が生活クラブ生協に届いております。現在、お聞きするところによりますと、年間八万頭の豚が生活クラブ生協に行つておると聞いております。平田牧場さんの年間総生産頭数は二十万頭と聞いておりますので、これもかなりの量だと思います。

以上の三者の関係、三十年以上にわたる関係があつたことでこの取り組みが可能だったとも言えます。

ありがとうございます。

○遠藤委員長 ありがとうございました。(拍手)

次に、藤井参考人、お願いいたします。

○藤井参考人 新潟県の胎内市から参りました新潟製粉の藤井でございます。

私は、私たちの町の、まだ農協合併前の遊佐町農協時代でございますけれども、一九七二年から米の取引が始まりまして、当時は三千俵から始まつたわけですが、現在では約十萬俵の米が私たちの遊佐町から生活クラブ生協の方に届いております。ちなみに、我が町の米の生産量はほぼ十七万俵ですから、半分以上、六割程度の米が生活クラブ生協に行つているという関係でございます。

最後に、我々、このぐらいの面積、取り組み人數になりますと、まずは今、保管場所で苦労を感じます。やはり地盤づくり交付金等に頼らないと立ち行かない取り組みでございます。

最後に、我々、このぐらいの面積、取り組み人數になりますと、まずは今、保管場所で苦労を感じます。それから、不正規流通をどう防ぐかということもおいおい問題になつてくるのではないかなどと思います。人間の食用には回らないはずのものがいつの間にか回つていたというようなことが起こつては大変でございますので、今からこのような仕組みとルールをつくる必要があるのでないか、そんなふうに思います。

最後に、我々は、主食用の米生産、安定した米生産が可能であるという前提のもとで飼料用米にも取り組んでおるわけですので、将来を見通すことができる米政策をぜひお願いいたしまして、私の話を終わらせていただきます。

私がどうございました。(拍手)

工場を建設させていただきました目的といたしましては、米の用途を拡大して消費拡大に努めるため、非常に精神的なことではございますが、飼料用米とはいしましても、我々米づくり百姓が何十年かぶりに思い切り米を生産することができます。そういう喜びも一つあると思います。

理念や志は今申し上げたとおりなんですが、残念ながら、穀物の内外価格差という大きな現実が立ちはだかっております。昨今の輸入トウモロコシはキロ三十円程度だと聞いておりますけれども、現在、我々は、平田牧場からキロ四十六円で購入をいただいております。もちろん我々も低コストへの取り組みをいろいろ模索しておりますけれども、やはり地盤づくり交付金等に頼らないと立ち行かない取り組みでございます。

最後に、我々、このぐらいの面積、取り組み人數になりますと、まずは今、保管場所で苦労を感じます。それから、不正規流通をどう防ぐかということもおいおい問題になつてくるのではないかなどと思います。人間の食用には回らないはずのものがいつの間にか回つていたというようなことが起こつては大変でございますので、今からこの製粉技術につきましては、自治体で研究する場所はございませんので、今現在もございます新潟県の食品研究センターというところで技術開発された技術を御教授いただいて工場が建設されておるという状況でございます。

当初、生産を開始させていただきました当時は、主にはパン、めんというもので推進させてござりますけれども、年間の生産量が約二百トンといふところからスタートさせていただきまして、現状では、小麦代替の米粉、それから委託加工というところを含めますと、年間で四千トン強の製粉をさせていただいておるということでございます。

その中で、私どもも、新しく御利用いただく中では、主にはパン、めんというもので推進させていただいておりまして、特に昨年来の消費者の皆様の食品の安全志向ということで、米のパンについて、現状では、小麦代替の米粉、それから委託加工というところを含めますと、年間で四千トン強の製粉をさせていただいておるということでござります。

また、学校給食でもお米のパン、めんというものを平成十二年から導入いたしまして、この流れを少しづつ広がつてまいりまして、新潟県におい

では、平成十五年から、県内の約十万人の子供さんが対象に、学校給食でお米のパンが提供されるという状況でございます。また、県外にも波及いたしまして、全国各地で、いろいろな技術、また製パン方法を活用された中で、学校給食等お米の粉が消費されているというのは非常に喜ばしいことではないかなというふうに感じております。

百ヘクタールを現在計画させていただきまして、  
胎内市とともに推進をさせていただいているとい  
う状況でございます。

また、そのほかにも、JA全農にいがた県本部  
さんと取り組みをさせていただきまして、新規需  
要米の制度につきましては、さらに面積を拡大さ  
せていただくというふうに計画をさせていただい  
ているところでございます。

農林水産省との元外にありますと  
平成十九年度に新規用途として使われた米の粉というものは約六千トンというふうにデータが出されております。これはやはり、國の方で御推進、広報いたいた結果というのももちろんございますし、また、私どもで感じておりますのは、昨年の中国ギヨーザの事件というものが消費者の皆さんに訴えかける部分が非常に大きかつたのではないかなというふうに考えております。特に、消費者の皆様方には、私どもも今まで余り経験したこと少なかつた、安心、安全というものに価値をお

百へクタールを現在計画させていただきまして、  
胎内市とともに推進をさせていただいているとい  
う状況でございます。

また、そのほかにも、JA全農にいがた県本部  
さんと取り組みをさせていただきまして、新規需  
要米の制度につきましては、さらに面積を拡大さ  
せていただくというふうに計画をさせていただい  
ているところでございます。

最後に、繰り返しになりますけれども、お米の  
生産から消費いただくまで国内でとり行うことの  
できます米粉の推進というものにつきましては、  
まだ現状ではコストの問題もございます。私ども  
でも、昨年、多収穫米というものの取り組みもい  
たしましたけれども、「タカナリ」という品種で取  
り組んだ結果といたしましては、十アールでそれ  
ましたお米が四百キロ程度でございまして、残念  
ながら多収穫米とはちょっとと言えないような状況  
でございました。

詰めいたたけるようになつたなどいうものを実感しておるところでござります。

百へクタールを現在計画させていただきまして、  
胎内市とともに推進をさせていただいておるとい  
う状況でございます。

また、そのほかにも、JA全農にいがた県本部  
さんと取り組みをさせていただきまして、新規需  
要米の制度につきましては、さらに面積を拡大さ  
せていただくというふうに計画をさせていただい  
ているところでございます。

最後に、繰り返しになりますけれども、お米の  
生産から消費いたぐままで国内でとり行うことの  
できます米粉の推進というものにつきましては、  
まだ現状ではコストの問題もございます。私ども  
でも、昨年、多収穫米というものに取り組みもい  
たしましたけれども、「タカナリ」という品種で取  
り組んだ結果といたしましては、十アールでそれ  
ましたお米が四百キロ程度でございまして、残念  
ながら多収穫米とはちょっとと言えないような状況  
でございました。

そういった技術確立も含めて、私どもでもでき  
るだけの低コスト化は進めてまいりたいといふこ  
とで考えておりますけれども、今後も、新規需  
要につながつてまいりますし、また、商品化いた  
だく企業様にも、安心、安全な、そしていい米粉  
を提供させていただくことが新しい需要をつくれ  
るものになるのではないかなどいうふうに考えて  
おります。

をしておるところでござります。  
私どもの当時の黒川村では、平成十七年から産  
地づくり交付金を活用させていただきまして、当

百へクタールを現在計画させていただきており、う状況でございます。

また、そのほかにも、JA全農にいがた県本部さんと取り組みをさせていただきまして、新規需要米の制度につきましては、さらに面積を拡大させていただくというふうに計画をさせていただいているところでございます。

最後に、繰り返しになりますけれども、お米の生産から消費いたぐままで国内でとり行うことのできます米粉の推進というものにつきましては、まだ現状ではコストの問題もございます。私どもでも、昨年、多収穫米というものに取り組みもいたしましたけれども、「タカナリ」という品種で取り組んだ結果といたしましては、十アールでとれましたお米が四百キロ程度でございまして、残念ながら多収穫米とはちょっとと言えないような状況でございました。

そういった技術確立も含めて、私どもでもできるだけの低コスト化は進めてまいりたいということで考えておりますけれども、今後も、新規需要米等での生産農家の皆様への御支援をいたぐこととが、私ども製粉会社にとりましても安定した稼働につながつてまいりますし、また、商品化いただく企業様にも、安心、安全な、そしていい米粉を提供させていただくことが新しい需要をつくれるものとなるのではないかなどいうふうに考えております。

小麦はこの四月から値下がりをするという傾向にございますけれども、将来を踏まえますと、必ず世界で小麦が不足するという事態は予測されてゐるわけでございます。その中で、国内で一番

時、米粉用の稻というものを始めさせていたなきました。平成十七年には二十ヘクタールほどの契約で始めさせていただいたものでございますけれども、昨年、新規需要米という制度を創設いたしましたので、こちらの方で取り組みをさせていただいたものが、二十年産が四十ヘクタールでございます。そして、二十一年産は、地元胎内市で

百へクタールを現在計画させていただきまして、胎内市とともに推進をさせていただいているという状況でございます。

また、そのほかにも、JA全農にいがた県本部さんと取り組みをさせていただきまして、新規畠要米の制度につきましては、さらに面積を拡大させていただかくというふうに計画をさせていただいているところでございます。

最後に、繰り返しになりますけれども、お米の生産から消費いただくまで国内でとり行うことのできます米粉の推進というものにつきましては、まだ現状ではコストの問題もございます。私どもでも、昨年、多収穫米というものに取り組みもいたしましたけれども、「タカナリ」という品種で取り組んだ結果といたしましては、十アールでこれまでのお米が四百キロ程度でございまして、残念ながら多収穫米とはちょっとと言えないような状況でございました。

そういった技術確立も含めて、私どもでもできるだけの低コスト化は進めてまいりたいということを考えておりますけれども、今後も、新規需要米等での生産農家の皆様への御支援をいただっことが、私ども製粉会社にとりましても安定した稼働につながってまいりますし、また商品化いただく企業様にも、安心、安全な、そしていい米粉を提供させていただくことが新しい需要をつくれるものとなるのではないかなどというふうに考えております。

小麦はこの四月から値下がりをするという傾向にござりますけれども、将来を踏まえますと、必ず世界で小麦が不足するという事態は予測されてまいるわけでございます。その中で、国内で一番ノウハウをお持ちの米づくりというものを活用いただきまして、今後の食料の安定確保をお考えいただければ非常にありがたいなというふうに考えることろでございます。

○本日はありがとうございました。(拍手)  
○遠藤委員長 ありがとうございました。  
次に、石澤参考人、お願ひいたします。

○右澤参考人 こんにちは。  
実はきょう、子供の小学校の卒業式でして、子供に国会に行くと言つたら、それは大事なことだからぜひ行つてこいということで励まされて来ました。  
実は、今回ここに参加させていただいたのは、私どもがそもそも飼料米というのを始めたきっかけというのだが、卵の黄身の色は黄色くなきやいけないよということとか、それからスズメは何でもみの今まで米を食べるのかということとか、そういうことを、私が小さいときはやつていたんですけれども、今、飼料というのは全部配合工場でつくられてしまつた形で来ているのですから、そこに対する、ひとつ私たちも実証してみようといふことで、青森県の藤崎町の協力を得て、平成十八年に一ヘクタール、三名の方から始めて、昨年は約十五ヘクタールで十一名の方々に協力していただいてやりました。  
どちらかというと、ほんの瞬間的なものはミニマムアケセス米でもう既に実証されているんですね。ですから、先ほど阿部先生がお話ししされたように、一年間通して飼つたことによってどういうふうに変わるとかということに対する取り組みをやってきました。  
その中でやはりびっくりしたことは、鶏は米が大好きなんだということがわかりました。選んで食べます。しかも、最初は玄米でやりましたけれども、玄米のときはそんなにわからなかつたんですけど、今回もみで食べさせるようになったら、鶏舎の中がみぞ藏のような香りになります。臭くなくなるんですね。ですから、私は、これは本当にびっくりしました。  
そういう中で始めて、いろいろなことが出てきましたけれども、実はもう皆さんも御存じのように、地方は非常に大変で、特に青森県は非常に厳しい経済状況の中、今、生産調整ということで、約四割ぐらいの生産調整をしている農家の人たちは、自分たちで大豆をつくりながら、いろいろなものに挑戦しながら、非常に大変な思い

「をしながら今農業をやっています。飼料米をやることによって何が見えてきたかと  
いうと、私たちで一番最初につくったのが実は「べこあおば」という品種だったんです。これは青  
森には向かない品種なんですねけれども、たまたま天候がよかつたので十六俵とれたんですね。二年  
目はやはり天候の関係もあって少なかつたんですけれども、去年つくった「べこのみ」というもの  
は一トン二百ぐらいとれました。

ですから、こういうのは、先ほど今野さんもお  
話しましたけれども、非常に農家にとつては意  
欲的になつてきて、実は、私たちのところで三年  
間ずっとお手伝いしていただきた佐々木さんとい  
う方は、非常に意欲的になつて、今まで家族で農  
業のことについて語り合うことは余りなかつたん  
ですけれども、この飼料米をやつてから家族が本  
気になって農業のことを考えるようになつて、あ  
るとき、だんなさんが入院したときに、今まで  
やつしたことのない奥さんが、これはやはり飼料米  
で一トンとらないとだめなんじやないかといふこ  
とで、追肥の手伝いなんかをして、しかも、やつ  
たことがないものですから真ん中にぼつと行つ  
て稻が転んだんすけれども、だんなさんは怒れ  
なかつた、そういう非常に温かい話があります。  
それと、家族がみんな協力して、後継者も來たと  
いうような形になつて、非常に楽しい、夢があ  
る、そういうような形になつてきたように思いま  
す。

そういう中で、青森県には今二万ヘクタールの  
生産調整の面積がありますけれども、もしこれに  
全部つくると、青森県にいる四百万羽の鶏の自給  
率は、自給率と言うと商業に語弊がありますが、  
トウモロコシを食べさせている部分をすべて米に  
かえることができる。そうすると、単純にいげ  
ば、これは私の素人計算なんすけれども、皆さ  
んの方が詳しいですけれども、大体百億ぐらいの  
行ついた部分の経済効果、これが全部回つてい  
けば三百億の経済効果があると私は思います。日

本全国でいえばもつとあると思ひますので、それは後ほど計算していただければと思います。それと、実は生産コストの問題がやはり一番大きいと思ひますけれども、私たちは今、キロ五十五円で農家の方から買っています。それは玄米換算です。そうするとどういうことが起きていくかと、実際、農家の方々は、今までどちらかといふと、一俵何ぼになればいいとかそういうことを話していましたけれども、一反歩から幾らとれればいいのかということを考えるようになります。

そうすると、実は、米だけで考えていくと、これは五十円ですから仮に一トンとれても五万円にしかなりません。ところが、稻わらも考えていけば、非常にこれは可能性が出てきます。今現在は、私どものところでは大体キロ二十五円で買つていて、そうすると、五十円足す二十五円ですから七十五円。もうちょっとのところへ行くと、実は先ほど先生の方からも話があつたのと、もみでやることによつて乾燥調製の手間暇が少なくなりますので、ざつくりと言つて八万円ぐらいでできることになるんですね。ですから、実は、将来的なことを考へていけば、飼料米を余り國に頼らずにできる可能性はあると私は思います。

ただ、今のところ、先ほど先生お話をされたよ

うに、いろいろな技術の確立等がちょっとまだ見通しが立つていないとこもありますので、今後三年から五年ぐらいはまだまだやはり國の皆さん

の御協力が必要だなと私は思っています。

もう少しだけ言わせていただけば、この機会を逃せば、私は、二度と農村、農家の自立を促す機会といふのはなくなるんじゃないかなという気がします。というのは、どうしたことなのかといふますと、今、農村は非常に年をとつてきていま

す。平均六十五歳です、農家の人たちの年齢。技術の伝承をするのはこれが最後のチャンスじゃないかなと私は思っています。ですから、私は、で

きることであれば、日本の中で、特に青森のあたりでも農業というのは基幹産業として非常に重要

な位置づけにあります。青森県というのは、やは

りすばらしい環境もありますし、いろいろなこと

ができる中で農業を残していく、続けていく、そ

して農家が自立していく、本当に一番重要なこと

だというふうに私は今感じています。

それと、水田を、それこそ今までつくつていな

かつたところがつくられていくことによって、い

るい的な生き物なんかもますますふえていくよう

になりますし、川とか湖、海でも影響して

くることになると思つています。

そういう点でいえば、ここ最近、よくテレビ

で、アポロが月に行つて月から見えた人間のつ

くつた創造物は何なのかというので、万里の長城

だというが出ていましたけれども、実は、この

ことについて、私が大学のときには教わった岩手大

学の石川武男先生が、万里の長城よりもすばらし

いものが日本にあるんだ、皆さん、それは何だ

と思いますかと、いうふうに言われたときに、みん

なだれもわからない。余りにも身近過ぎてわから

ないんですね。それは水田ですよ。ですから、

皆さん、この水田という人間がつくつた、しかも

日本人のつくつた文化をきちんとやつしていくこと

が、私はやはり国として今一番大事なことなので

はないかなと。

そういう点では、今回の法律がきちんとできる

ことによつて私たち農家がずっと続けていける。

しかも、畜産も私は非常に大事な職業だと思って

います。日本人はそれこそ農耕民族だと言います

けれども、実は昔から狩猟もしていたわけです

ね。ですから、そういうようなこともひつくるめ

て考えていけば、これから、畜産と農業、耕畜連

携という言葉だけではなくて、やはり有畜複合と

いう非常に大事な時期をこれからやつていける、

今ちょうど転換点というか、皆さんこれから進め

ていくこの法案がきちんとできることが私たちの

期待が持てるということです。ぜひこの機

会を逃すことなく皆さん之力で法案化していただき

ることを期待して、私からの発表とさせていた

だきます。

な位置づけにあります。青森県というのは、やは

りすばらしい環境もありますし、いろいろなこと

ができる中で農業を残していく、続けていく、そ

して農家が自立していく、本当に一番重要なこと

だというふうに私は今感じています。

それと、水田を、それこそ今までつくつていな

かつたところがつくられていくことによって、い

るい的な生き物なんかもますますふえていくよう

になりますし、川とか湖、海でも影響して

くることになると思つています。

そういう点でいえば、ここ最近、よくテレビ

で、アポロが月に行つて月から見えた人間のつ

くつた創造物は何なのかというので、万里の長城

だというが出ていましたけれども、実は、この

ことについて、私が大学のときには教わった岩手大

学の石川武男先生が、万里の長城よりもすばらし

いものが日本にあるんだ、皆さん、それは何だ

と思いますかと、いうふうに言われたときに、みん

なだれもわからない。余りにも身近過ぎてわから

ないんですね。それは水田ですよ。ですから、

皆さん、この水田という人間がつくつた、しかも

日本人のつくつた文化をきちんとやつしていくこと

が、私はやはり国として今一番大事なことなので

はないかなと。

そういう点では、今回の法律がきちんとできる

ことによつて私たち農家がずっと続けていける。

しかも、畜産も私は非常に大事な職業だと思って

います。日本人はそれこそ農耕民族だと言います

けれども、実は昔から狩猟もしていたわけです

ね。ですから、そういうようなこともひつくるめ

て考えていけば、これから、畜産と農業、耕畜連

携という言葉だけではなくて、やはり有畜複合と

いう非常に大事な時期をこれからやつていける、

今ちょうど転換点というか、皆さんこれから進め

ていくこの法案がきちんとできることが私たちの

期待が持てるということです。ぜひこの機

会を逃すことなく皆さん之力で法案化していただき

ることを期待して、私からの発表とさせていた

だきます。

な位置づけにあります。青森県というのは、やは

りすばらしい環境もありますし、いろいろなこと

ができる中で農業を残していく、続けていく、そ

して農家が自立していく、本当に一番重要なこと

だというふうに私は今感じています。

それと、水田を、それこそ今までつくつていな

かつたところがつくられていくことによって、い

るい的な生き物なんかもますますふえていくよう

になりますし、川とか湖、海でも影響して

くることになると思つています。

そういう点でいえば、ここ最近、よくテレビ

で、アポロが月に行つて月から見えた人間のつ

くつた創造物は何なのかというので、万里の長城

だというが出ていましたけれども、実は、この

ことについて、私が大学のときには教わった岩手大

学の石川武男先生が、万里の長城よりもすばらし

いものが日本にあるんだ、皆さん、それは何だ

と思いますかと、いうふうに言われたときに、みん

なだれもわからない。余りにも身近過ぎてわから

ないんですね。それは水田ですよ。ですから、

皆さん、この水田という人間がつくつた、しかも

日本人のつくつた文化をきちんとやつしていくこと

が、私はやはり国として今一番大事なことなので

はないかなと。

そういう点では、今回の法律がきちんとできる

ことによつて私たち農家がずっと続けていける。

しかも、畜産も私は非常に大事な職業だと思って

います。日本人はそれこそ農耕民族だと言います

けれども、実は昔から狩猟もしていたわけです

ね。ですから、そういうようなこともひつくるめ

て考えていけば、これから、畜産と農業、耕畜連

携という言葉だけではなくて、やはり有畜複合と

いう非常に大事な時期をこれからやつていける、

今ちょうど転換点というか、皆さんこれから進め

ていくこの法案がきちんとできることが私たちの

期待が持てるということです。ぜひこの機

会を逃すことなく皆さん之力で法案化していただき

ることを期待して、私からの発表とさせていた

だきます。

な位置づけにあります。青森県というのは、やは

りすばらしい環境もありますし、いろいろなこと

ができる中で農業を残していく、続けていく、そ

して農家が自立していく、本当に一番重要なこと

だというふうに私は今感じています。

それと、水田を、それこそ今までつくつていな

かつたところがつくられていくことによって、い

るい的な生き物なんかもますますふえていくよう

になりますし、川とか湖、海でも影響して

くることになると思つています。

そういう点でいえば、ここ最近、よくテレビ

で、アポロが月に行つて月から見えた人間のつ

くつた創造物は何なのかというので、万里の長城

だというが出ていましたけれども、実は、この

ことについて、私が大学のときには教わった岩手大

学の石川武男先生が、万里の長城よりもすばらし

いものが日本にあるんだ、皆さん、それは何だ

と思いますかと、いうふうに言われたときに、みん

なだれもわからない。余りにも身近過ぎてわから

ないんですね。それは水田ですよ。ですから、

皆さん、この水田という人間がつくつた、しかも

日本人のつくつた文化をきちんとやつしていくこと

が、私はやはり国として今一番大事なことなので

はないかなと。

そういう点では、今回の法律がきちんとできる

ことによつて私たち農家がずっと続けていける。

しかも、畜産も私は非常に大事な職業だと思って

います。日本人はそれこそ農耕民族だと言います

けれども、実は昔から狩猟もしていたわけです

ね。ですから、そういうようなこともひつくるめ

て考えていけば、これから、畜産と農業、耕畜連

携という言葉だけではなくて、やはり有畜複合と

いう非常に大事な時期をこれからやつていける、

今ちょうど転換点というか、皆さんこれから進め

ていくこの法案がきちんとできることが私たちの

期待が持てるということです。ぜひこの機

会を逃すことなく皆さん之力で法案化していただき

ることを期待して、私からの発表とさせていた

だきます。

な位置づけにあります。青森県というのは、やは

りすばらしい環境もありますし、いろいろなこと

ができる中で農業を残していく、続けていく、そ

して農家が自立していく、本当に一番重要なこと

だというふうに私は今感じています。

それと、水田を、それこそ今までつくつていな

かつたところがつくられていくことによって、い

るい的な生き物なんかもますますふえていくよう

になりますし、川とか湖、海でも影響して

くることになると思つています。

そういう点でいえば、ここ最近、よくテレビ

で、アポロが月に行つて月から見えた人間のつ

くつた創造物は何なのかというので、万里の長城

だというが出ていましたけれども、実は、この

ことについて、私が大学のときには教わった岩手大

学の石川武男先生が、万里の長城よりもすばらし

いものが日本にあるんだ、皆さん、それは何だ

と思いますかと、いうふうに言われたときに、みん

なだれもわからない。余りにも身近過ぎてわから

ないんですね。それは水田ですよ。ですから、

皆さん、この水田という人間がつくつた、しかも

日本人のつくつた文化をきちんとやつしていくこと

が、私はやはり国として今一番大事なことなので

はないかなと。

そういう点では、今回の法律がきちんとできる

ことによつて私たち農家がずっと続けていける。

しかも、畜産も私は非常に大事な職業だと思って

います。日本人はそれこそ農耕民族だと言います

けれども、実は昔から狩猟もしていたわけです

ね。ですから、そういうようなこともひつくるめ

て考えていけば、これから、畜産と農業、耕畜連

携という言葉だけではなくて、やはり有畜複合と

いう非常に大事な時期をこれからやつていける、

今ちょうど転換点というか、皆さんこれから進め

ていくこの法案がきちんとできることが私たちの

期待が持てるということです。ぜひこの機

会を逃すことなく皆さん之力で法案化していただき

ることを期待して、私からの発表とさせていた

だきます。

な位置づけにあります。青森県というのは、やは

りすばらしい環境もありますし、いろいろなこと

ができる中で農業を残していく、続けていく、そ

して農家が自立していく、本当に一番重要なこと

だというふうに私は今感じています。

それと、水田を、それこそ今までつくつていな

かつたところがつくられていくことによって、い

るい的な生き物なんかもますますふえていくよう

になりますし、川とか湖、海でも影響して

くることになると思つています。

そういう点でいえば、ここ最近、よくテレビ

で、アポロが月に行つて月から見えた人間のつ

くつた創造物は何なのかというので、万里の長城

だというが出ていましたけれども、実は、この

ことについて、私が大学のときには教わった岩手大

学の石川武男先生が、万里の長城よりもすばらし

いものが日本にあるんだ、皆さん、それは何だ

と思いますかと、いうふうに言われたときに、みん

なだれもわからない。余りにも身近過ぎてわから

ないんですね。それは水田ですよ。ですから、

皆さん、この水田という人間がつくつた、しかも

日本人のつくつた文化をきちんとやつしていくこと

が、私はやはり国として今一番大事なことなので

はないかなと。

そういう点では、今回の法律がきちんとできる

ことによつて私たち農家がずっと続けていける。

しかも、畜産も私は非常に大事な職業だと思って

います。日本人はそれこそ農耕民族だと言います

けれども、実は昔から狩猟もしていたわけです

ね。ですから、そういうようなこともひつくるめ

て考えていけば、これから、畜産と農業、耕畜連

携という言葉だけではなくて、やはり有畜複合と

いう非常に大事な時期をこれからやつていける、

今ちょうど転換点というか、皆さんこれから進め

ていくこの法案がきちんとできることが私たちの

例えば四五%のためには飼料の自給率がこのぐらいいというのはいろいろ試算はできると思いますけれども、残念ながらその数値は今のところ持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

○木村(太)委員 では、生産者を代表しての今野さんにお伺いしますが、やはり、今の飼料米の今の品種で満足しているかどうかということをお伺いしたい。今野さんは山形県の庄内地方で御努力されているということになりますが、日本は北海道から九州、沖縄までということになつておりますので、それぞれ地域の気候状況、条件等を考えたときに、今野さんの立場から見て、どういう品种をこれから改良したいとか、あるいは目指してもらいたいとか、何か考えがあればお聞かせください。

○今野参考人 現在は「ふくひびき」という品種と「べこあおば」という品種を使つております。私は収量目標を一トンに置いておりますが、残念ながらなかなかそこまでは、人によっては八百キロ程度まで収量を上げている人もおりますけれども、平均でいいますとなかなかそこまでは行つております。

各先生方にもお願いしているんですが、直まさに「べこあおば」という品種を使つてくださいというふうにお願いしています。もちろん、直まきの技術は我々努力する部分もかなりあると思いますけれども、直まきで一トンというのが私の希望です。

○木村(太)委員 では、藤井参考人にお伺いします。藤井さんの工場は、地域の農家と連携するという仕組みで頑張っておられるようあります

○藤井参考人 私どもも、今おつしやつていただきましたとおり、個々の農家の皆様と一つ一つの個別契約になりますと非常に取り組みが大変でございません。

ざいますので、やはり農協さんあるいは生産組合さん、そういったところと進めさせていただくとされていますが、先ほど学校給食でのパン、めんを通じていう方向でやつてまいりたいというふうに思つております。

○木村(太)委員 藤井参考人にもう一つお伺いしますが、先ほど学校給食でのパン、めんを通じていうお話がありましたが、一層、もっと国民の食生活の中に普及させて、また定着させていくために、米粉を使つてそのほかの何らかの加工食品のアイデアがあるのかどうか、また、学校現場での米粉パンあるいはめんだけではなくて、どういふ人たちをターゲットにどういう場面でPRしていくべきか、考えがあつたらお聞かせください。

私どもも、既存の小麦が使われている商品というあたりの置きかえのものしか現状では頭にないというものが実情でございます。

ただ、昨日、米粉加工技術シンポジウムというものがありますと、そちらの方でローランさんが御発表なされた中では、ローランさんが今米粉を使つた製品をお出しになられておりますけれども、そこで、ある特徴といたしましては、女性の皆様の来店それから購入というのが非常に多くなつてているというお話をされておりました。そういう意味では、新しい商品ということでありますけれども、やはりターゲットとしては女性の皆さんに受ける米の粉を使った新しい商品というものをこれから研究していきたいというお話があります。

それから、学校給食につきましては、子供さん方に小さいうちから食べていただこうことで、例えばパン、めんなどのものは小麦だけではなくて米でもできるということで、いわゆる選択肢が広がるということはいいことではないかなというふうに思つております。

○木村(太)委員 では、石澤参考人にお伺いします。

私も同じ町に住む者ですから、先ほど石澤参考人

人の御意見を聞きまして、大変すばらしい考え方だなと思わさせていただきました。

お聞きしたいのは、飼料米を使って生産してい

いるものと比べた場合に、例えば品質や販売価格

あるいは収益ということにおいて違いがあるのかどうか。お聞かせください。

○石澤参考人 ただいま質問ありました。まず一つは、卵の部分でございますと、黄身の色

の違いがもう明らかに、米は白いものですから黄身の色は白くなります。ただ、非常に食べたときのバランスはあつさりした形で淡泊な感じがします。

それから、あと価格の面ですけれども、一応今は私どもでは一個百円で販売していますが、現状としては、やはりトウモロコシと比較すると米の価格が幾らか高いものですから収益的な部分でいくとちょっとあれですけれども、非常に消費者の皆さんには中身がわかるということで安心して食べていただいているので、これから普及が必要かなと思っております。

それから、あと価格の面ですけれども、一応今は私どもでは一個百円で販売していますが、現状としては、やはりトウモロコシと比較すると米の価格が幾らか高いものですから収益的な部分でいくとちょっとあれですけれども、非常に消費者の皆さんには中身がわかるということで安心して食べていただいているので、これから普及が必要かなと思っております。

それから、あと価格の面ですけれども、一応今は私どもでは一個百円で販売していますが、現状としては、やはりトウモロコシと比較すると米の価格が幾らか高いものですから収益的な部分でいくとちょっとあれですけれども、非常に消費者の皆さんには中身がわかるということで安心して食べていただいているので、これから普及が必要かなと思っております。

○木村(太)委員 では、次に今野参考人と石澤参考人、お二方にお伺いします。

私は自由民主党の方では、米粉用の米、飼料米に対しまして十アール五万五千円の交付、あるいは、えさ用トウモロコシには十アール三万五千円の交付、さらに、耕畜連携ということで稻わらの利用等に取り組む場合は十アール一万三千円を上乗せる、また、水田の二毛作で米粉用米、飼料用米と小麦を作付する場合はさらに十アール五万五千円を交付し、計十一万円を交付するということを決定し、しかし、これは最低でもということですので、今、さらなる上積みが必要ではないかということを党内外でも活発に議論を始めているわけですが、こういったことをどう評価されますか。十分やつていいけると思われますか。

○今野参考人 最近、先生おつしやられるようになってから、いろいろな施策が出てまいりまして、大変ありがたいくらい思います。

○阿部参考人 まず一つは、どのような形でお米を使うかということで、私は、先ほど言いましたけれども、配合飼料と、それから給食センターで

たいと思つております。ただ、例えば、これが一年限りであるとか三年であるとかという場合が多いので、その先のことがちよつと見えにくいくらいに思つていただけるのだろうかとも今考えなが

それから 国民の税金を使わせていただくわ

けであります。

お聞きしたいのは、飼料米を使つて生産してい

いるものと比べた場合に、例えば品質や販売価格

あるいは収益ということにおいて違いがあるのか

どうか。お聞かせください。

○石澤参考人 やはり農家の皆さんには、今、非

常に迷つてゐる現状です。ですから、こととは

ちよつと量がふえないような状況です。

それはなぜかというと、昨年ちよつとだけ米の

値段が上がつたのですから、今の五万五千円だ

と足りないという。ただ、やはりこれを変えてい

く意味でも、いろいろな技術の普及とかが必要で

ので、ぜひそういうふうな形で後押しをしてい

ただければ、今度は自立に向かつて農家の人たち

もやりがいを持つてできると思いますので、私は

非常に大切なことだと思っています。

それはなぜかというと、昨年ちよつとだけ米の

値段が上がつたのですから、今の五万五千円だ

と足りないという。ただ、やはりこれを変えてい

く意味でも、いろいろな技術の普及とかが必要で

ので、そのための合意をいたしました。

それで、いかにして国民の皆さんにどうしたら理解し

ていただけるのだろうかと、今考えなが

ら取り組んでおります。

○石澤参考人 やはり農家の皆さんには、今、非

常に迷つてゐる現状です。ですから、こととは

ちよつと量がふえないような状況です。

それはなぜかというと、昨年ちよつとだけ米の

値段が上がつたのですから、今の五万五千円だ

と足りないという。ただ、やはりこれを変えてい

く意味でも、いろいろな技術の普及とかが必要で

ので、ぜひそういうふうな形で後押しをしてい

ただければ、今度は自立に向かつて農家の人たち

もやりがいを持つてできると思いますので、私は

非常に大切なことだと思っています。

それはなぜかというと、昨年ちよつとだけ米の

値段が上がつたのですから、今の五万五千円だ

と足りないという。ただ、やはりこれを変えてい

く意味でも、いろいろな技術の普及とかが必要で

ので、ぜひそういうふうな形で後押しをしてい

ただければ、今度は自立に向かつて農家の人たち

もやりがいを持つてできると思いますので、私は

非常に大切なことだと思っています。

それはなぜかというと、昨年ちよつとだけ米の

値段が上がつたのですから、今の五万五千円だ

と足りないという。ただ、やはりこれを変えてい

く意味でも、いろいろな技術の普及とかが必要で

ので、ぜひそういうふうな形で後押しをしてい

ただければ、今度は自立に向かつて農家の人たち

もやりがいを持つてできると思いますので、私は

非常に大切なことだと思っています。

それはなぜかというと、昨年ちよつとだけ米の

値段が上がつたのですから、今の五万五千円だ

と足りないという。ただ、やはりこれを変えてい

く意味でも、いろいろな技術の普及とかが必要で

ので、ぜひそういうふうな形で後押しをしてい

ただければ、今度は自立に向かつて農家の人たち

もやりがいを持つてできると思いますので、私は



べていただきましたが、八万円ぐらいの反収の収入があれば、先ほどの趣旨はそういう趣旨ですか、やつていてける持続生産可能である。ただ、その趣旨は、今、今野さんが言われたのと同じ趣旨なんでしょうか。農家にとつて持続生産可能な金額等の体制について、ちょっとまた教えてください。

○石澤参考人 今、今野さんがおつしやったとおりの部分と、それともう一つは、農家の人たちがコスト意識をきちんと持つということがやはり必要かなというところはあります。飼料米をやることによって、実は農家の方々がやはりそういうようなコスト意識を持たれたという、これが次の自立につながる大事な一步なのかなというような気がしますので。

ただ、今、現状では、このままではなかなかやつていけませんので、ある程度やはり国からの補助なりが必要だということ、当面の下支えがやはり必要になるのかなというふうに思つています。

○筒井委員 今野さんと石澤さんに今の関係でさらにお聞きしたいんですが、大体同じ趣旨のことを二人は言つておられると思うんです。現時点では、もちろん飼料米は物すごく安いですから補助が必要である、これもだれもみんなそう思つているんだろうと思うんです。ただ、先ほど今野さんが言わられておりましたが、やはり、これからずつとそういう飼料米を続けて生産していくかどうかの場合には、収入が单年度限り、あるいはことしは何となるかといふだけでは、なかなかそこに安心して取り組めないんじゃないですか。やはり、これから継続していんじやないですか。やはり、これから継続して五年、十年先もこういうふうな計算が可能である、そういう見通しがつかない限りは、なかなか農家にとつても不安があつてそれらのものに本格的に取り組めない、こういう状況ではないかということを、ちょっとお二人からもう一度お聞きしたいと思います。

○今野参考人 先生のおつしやるとおりです。

ただ、私たちは、生活クラブ生協という相手先

有しています。

一つは酵素利用製粉という製法、それからもう一つが二段階製粉という、米を製粉します技術として主に二通りのものがございます。一面、特殊な我々とも含めまして可能であると。一面、特殊な我々の関係かなという思いもありますけれども、こういった関係を全国各地、地域に合つた形でつくり上げていくことが、日本全体の食料政策なりがいい方向に回つていくのではないかなという期待を抱いております。

○石澤参考人

今、今野さんもおつしやいましたけれども、やはり、私としては、生産調整の延長

されども、やはり、私としては、生産調整の延長上での飼料米ということから脱却を目指していきます。そして、その酵素溶液を吸わせたお米を氣流粉碎という粉碎機で粉碎するというのが酵素処理米粉でございます。この米粉に、小麦のたんぱく質でありますグルテン、そういういたものをまぜますと、パンやめんに引き上がるというのがしたけれども、食料ということに対する根本的なところがやはり大切になるのかなというような気がします。

○筒井委員

藤井さんにお聞きをしたいと思います。

私は、藤井さんのやつておられる新潟製粉工場に視察に行って、米粉パンとかケーキとかいろいろなもので食べさせていただきましたが、こんなにうまいものかというふうに感心をしたものでございまして、今、新潟製粉工場が持つてているのか、特許を持つていて、さらに申請中のものもあるというふうにそのときもお聞きをいたしました。

ただ、先ほど今野さんが言わられておりました

その特許というのは、それが米粉をこれから普及させるために、やはり私も、物すごい技術開発が大前提になつたし、これからもなるんだろうとだけでは、なかなかそこに安心して取り組めないんじゃないですか。やはり、これから継続していくふうに思うんですが、そういう意味で、特許を取つていて中身、それから今申請中のもの、素人がわかるように一言で説明していただけませんか。

○藤井参考人 今ほどいただきました御質問につきまして、回答させていただきます。

特許につきましては、今、現状、私どもの方で使わせていただいております特許は、新潟県が開発をした特許でございまして、新潟県が特許を保

が開発をして、現在特許申請中ということでございまして、まだこれは特許はおりませんけれども、その技術を活用していただいているのが

今三洋電機さんのホームベーカリーに搭載をされたものでございまして、それはアレルギーの皆様も食べられるという技術でございます。

以上でございます。

○筒井委員 使用の方法を見据えてというか、米粉のつくり方によつて使用も、パンになつたりあ

れるは洋菓子になつたり、さらには小麦アレルギーがある人の食用になつたりと、いろいろな形でされているようでございますが、その場合に、小麦粉でできるものはすべて米粉でできる。こう言えると思うんですが、その点、ちょっと専門家として教えていただきたいんです。

要するに、小麦粉でできるものは全部米粉でかえることができるんだよということであるかどうかの確認と、今現実に米粉からつくれているもの、あるいはつくりたいと考えているもの、それを全部ちょっと羅列していただけませんか。どう

いうものが、例えばギョーザの皮とか、何かいろいろなことを聞いているんですけど、全部トータルにわからないのですから、それが二つ目。ちょっと時間がないのでまとめてお聞きしますが、それと三つ目が、それらの場合に物すごい微粉末にする技術が大前提だというふうにお聞きしていく、ミクロン単位の微粉末にする技術が開発されたことが米粉普及の前提条件だというふうにお聞きしているんですけど、今、新潟製粉の場合には何ミクロン程度の微粉末にしているのか。それをさらにどの程度まで、例えば現在二けたでしたら一けたあたりまで進める方向で努力されているのか、それらの微粉末の程度についてもちょっと三つ目にお聞きをしたいと思います。

○藤井参考人 今ほど御質問いただいた件でございますけれども、私どもでつくらせていただいている米粉につきましては、小麦の代替としてはすでに可能でございます。パンができるということは、パンをつくるという技術も新潟県の食品研究センター

すので、パンができますと、それ以外のものは十分御用いただけるということございます。

それから、現在つくつていただいております製品といたしまして、それらの御紹介をさせていただきます。

まず一つはパンでございます。それからめん、ピザ、そしてロールケーキ、シフォンケーキ、ギョーザの皮、これはでん粉としての御用法なのでござりますけれども業務用の卵焼き、クッキー、そしてチョコレートでございますね。チョコレートにも米粉を混ぜまして、もちっとした食感を出してございます。今思つてるのは大体それがござりますけれども業務用の卵焼き、クッキー、そしてチョコレートでございますね。チョコレートにも米粉を混ぜまして、もちっとした食感を出してございます。今思つてるのは大体それ五十ミクロンで米粉になつてござります。通常の強力粉ですと大体七十五ミクロン前後ということでお伺いをしておりましたので、そういう意味では小麦粉よりもさらに細かく製粉はできておるというふうに考えております。

将来的にでござりますけれども、先生に今おっしゃつていただきました、さらに細かくといふのは、可能性としてはまたほかの、例えば食用だけではなく化粧品とかそういうものにも御用いいただける可能性は十分ござります。これで御用いいただくにはミクロンからナノということで、一ミクロン以下の粉碎方法といいますか、こういった技術は多分これから開発をされてくると思いますし、またそういったものが出てきたときに、粉体になりますと非常に、食用だけではなくほかの用途にも広がつてくる可能性はあるのではないかなどということで、私どもも注目をさせていただいております。

○筒井委員 ありがとうございます。

つくばの研究所へ行つたときには、今、四ミクロン、五ミクロンといいましたか、一けたのミクロン単位のものがほぼ可能性が出てきているといふうに言つております、ただ、今初めてナノ

单位のものも考えられてゐると。ナノ単位であれば食用以外のものにまで活用できるという、まさか食用以外のものにまで活用できるという、まさに物すごい希望があふれた答えをいただきましまして、ありがとうございます。

その中身についてお聞きしたいんですが、今終了という連絡が来ましたので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、西博義君。

○西博義 公明党の西博義でございます。

きょうは、四人の参考人の方々、本当に御多忙のところ、貴重な御意見をちょうだいいたしました。一方では課題も残つてゐるというふうな印象を受けております。

時間が短いですから、すぐに質問に移させていただきます。

初めに、阿部先生にお聞きをしたいと思いま

す。

先ほど飼料のベストミックス化というお話をございました。大変重要なことだと思いますし、現実に、トウモロコシのあの価格急騰を受けて、まさに先生が日ごろからお考えになつてゐるところに先生が日ごろからお考えになつてゐるところがどうな

うな見方をしていくということは、私は可能であると

いうふうに思つています。

○西委員 ありがとうございます。

もう一つ、飼料米のことなんですが、先ほどほどの参考人の方からおつしやつておられたと思うのですが、もみのついたお米をそのまま飼料として出すとかいうお話をございました。

私も、つくばの農業関係の研究所に行つたとき

に、田んぼにそのまま稻を植えて、電さくを引つと拌見いたしました。日本の穀物、特に米と食品残渣の飼料への導入なんですが、ちょっとお聞きすると、食物残渣の場合は結構塩分が、例え

は、ただ単に栄養分としてまざたらいいということは、ただ單に栄養分としてまざらいいというこ

とじやなくて、注意が必要だというふうなこともお伺いしたんですね、そのことについて初めにちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○阿部参考人 いろいろなものについて分析してみますと、家畜、家禽の要求量よりも約十倍ぐら

うのは少し下がります。少し下がりますけれども、それはそんなに大きなものじゃないというふうに考えて、もみでやつてい。

その場合に、次の段階で、今、製品化ということがどうなことです。

しかしながら、実際の家畜飼養管理の面では、尿量がそれだけふえますから、だからきちっとした飼料設計をして、せいぜい NaCl、食塩の要求量よりも、低くするということ、同じレベルにするのは難しいかもしれません、そういうようなことがないような意味での飼料設計が必要である。

飼料設計するためにはいろいろな素材についての分析値がないといけませんから、それも案外と今リアルタイムでできるような整備がなされておりますので、そういう飼料設計と飼料分析ということで混合していく。先生おつしやられるような見方をしていくことは、私は可能であると

いうふうに思つています。

○西委員 ありがとうございます。

実は私、昨日の農水委員会でも長粒種のお米についてちょっとと質問させていただいたんですが、細かい詰めはこれからだとうふうに思います。が、それはちゃんと分別というか仕分けをしながら、それぞれのものに適合したような形でできる軽くかけるというような程度で、それは比較的低コストでできるのかなと。

だから、畜種といわゆる製品のコストということで、いろいろな加工技術があつて、その部分の細かい詰めはこれからだとうふうに思つますが、それはちゃんと分別というか仕分けをしながら、それぞれのものに適合したような形でできる軽くかけるというふうに思つています。

○西委員 もう一問お願ひしたいと思います。

実は私、昨日の農水委員会でも長粒種のお米についてちょっとと質問させていたいんだですが、多収穫で、やせ地でも沼地でも結構強い品種という形で出ておりました。ただ、温暖なところでないとダメだという条件はあると思うんですが、そういうものを飼料米として、例えば温暖な九州、四国とか、西日本の方でそれを適用するというこの可能性について、ついでにお伺いしたいと思

います。

○阿部参考人 昔、長粒種というか、要するに長いものだったんですが、このごろは必ずしもそうではなくて、丸いものとか、いろいろなタイプが

あります。しかしながら、もみの繊維の部分

が約二割ありますから、だからやはり栄養価とい

1

るなタイプがあると思いますけれども、私、その植物の育種の専門家ではありませんから明確に答へはできませんけれども、北でも南でも、地域に適したようなものはいろいろあると思いますが、

どちらかというと、長粒種、アルボリオというの  
は、南の、イタリア系の暖かいところですか  
ら、暖かいところには向いているかなというふう  
に思います。

大変長い歴史を持つおられる飼料米の生産をされているところだとお聞きして、また、基本的な農業に対する考え方が非常にしつかりしていいて、水田ができるだけ維持していくための一つの方策として飼料米も取り入れられているというふうにお伺いをいたしました。

な意味でのネットワークが既に確立されているがゆえに、そういうかなり思い切った飼料米の生産、これは町内でいきますと一割以上が飼料米ということになつてゐるようになりますが、一割といえども、一軒一軒の耕作農家にしてみると、個人としては、要するに普通のお米をつくり、その合間合間で飼料米をつくる、こういう耕作のパターンでやつておられるんだと思うんです。

そこで、いわゆる食用米と飼料米の栽培方法についての違いというものがおりでしたら、教えていただきたいと思うんです。省力化をするため

に、何らかの工夫を飼料米だけ何かやっているのか。農薬を散布するとか肥料をやるとか、日ごろの管理についての考え方をお教えいただきたいと思います。

○今野参考人 基本的には同じです、米の栽培で  
すから。ただ、もちろんコスト低減が至上命題で  
すので、まずは、一番コストがかかるのは田植え  
と乾燥調製なわけですから、田植えをしない、い  
わゆる直まきにも取り組んでおります。先ほど申  
し上げたとおり、我々の努力不足もありますが、  
なかなか技術が確立をしない。今のところ、まだ

まだ努力が必要だなど思っています。  
あとは、先ほど話題になりました乾燥調製、も  
みすり、これがもし省けるような状況になれば、  
さらにコストは下がる可能性がある。要するに、

田んぼで刈り取りをしてそのまま何らかの加工をして保存できるようなことができるのであれば、乾燥する灯油代も要らないですから。そんな技術、システムが可能なのかなという期待はしております。

先ほどからの話で、非常に見通しの明るい優秀な米粉の製造をしていただいているということは、私は感心して聞いておりました。我が党も、米粉という言葉が出来始めぐらいのときに、政策として米粉を普及しようと言った時代があるんですね、これが、もう時代が来にかなうここまで大き

確かに、技術的に、いわばかたい米というものの  
を微粉化するということは大変な技術だとお聞き  
していまして、それをクリアされたことに本当に  
敬意を表したいと思います。

○藤井参考人 私どもの地元の新潟県におきましては、現在、R10プロジェクトというものが推進されています。若干お触れになつたと思いますが、将来どういう需要があるというふうに御社としては展望されているのかということをまずお伺いしたいと思います。

をされております。これは、輸入小麦の一〇%を何とか米粉に置きかえようという県の運動でございまして、私どももこの運動には参画をさせていただいてござります。

需要としては、現在、この平成二十年度については、国内で恐らく一万トン前後のそういう新たな規需要が広がっているんじゃないかということで言われておりますけれども、私どももいたしましたが、今、国の方では十年後の五十万トンということを目指されておりますので、こちらの方に何

○西委員 新聞等を拝見しますと、この技術とい  
うか少しでも近づけさせていただきたいというう  
とで、需要は、五十万トン分は十分あるというふ  
うに考えてございます。

うのは大変特殊な技術で、県が開発されたということもあるんでしようけれども、新潟県下で工場を運営されているというお話を聞きました。

先ほどのお話ですと、若干、ほかの製粉業者の皆さんも同じく米粉をつくつていらっしゃるといふうに読めるんですが、今は新潟製粉さんで国

構図になつてゐるのではないかなというふうに思  
うんですが、正直言いまして、そのほかの業者の  
皆さんも、言いにくいかもしれません、同レベル  
の粒度、四十ミクロンレベルというように、今  
市場に出回つているのは他の業者さんともよく似  
てゐる感じで、どううふうに理解してよろしくござ  
ります。

○藤井参考人 今、国内におきましても、機械メーカーさんを初め、あるいは都道府県の方でも、さまざまな研究がなされております。ですので、各地域でそういった技術開発もかなり進んでおりました。よそのことを行なうのは難しいかもしませんが。

○西委員　と申しますのは、急速な需要拡大で、新潟だけということになりますと、なかなか他の地域に出回る機会が少ない。いろいろなルートで販売されていることは聞いているんですけどけれどもして、実際には、私たちの粉に近い米の粉はでましきつておるというふうに感じております。

も、例えばスーパーなんかでぱつと見つかるとい  
うケースが少ないものですから、いろいろなどこ  
ろでその技術を拡大していくだければあり  
がたいな。よそに技術供与するという意味ではな

くて、新潟製粉さんの技術も広げていっていただき  
ければありがたいという思いで申し上げた次第で  
ございます。

次に、石澤参考人にお願いをいたします。

大変積極的な経営をされまして、将来も、課題  
はもちろんあると思うんですが、展望を持つて頑  
張ります。

張つておられるというふうにお伺いをしました。その中で、これは論文をお出しになつてあるんですが、その中で飼料米の課題とということで四点ほど挙げられております。

まず初めに、価格面ではりこれから一段の丁夫が必要だ、そういう内容でした。それから二番目が、種子の育種改良並びに確保ということで述べられております。この部分で、先ほどもお話をありましたように、いろいろな品種を幾つか試されておられると思いますが、それぞれについて

の収穫量とかそういうものか、季節と品種といろいろ複雑に絡まり合ってなかなかまだ定着していない段階なのかなという感じを受けたんですが、その辺のことについて、現状についてお伺いをしたいと思います。

今、青森県でも種子の関係にはかなり力を入れていまして、新たな品種をつくりつつあります。コンヒカリは青森ではできないように、青森では「つがるロマン」という品種になるように、やはりその地域地域によつてみんな違うわけですね。

ども、やはり一番大事なところは、その地域に合った種子というものを確立するまではまだもうちょっと時間がかかるのと、それからあと一番大きいのは、栽培体系だと思うんですね。それと、循環型の農業というのをきちんと考えていかないと、肥料もほかから買つてくるのであればやはり

もつたらないわけです。  
やはり畜産がある地域でそれが循環できるとい  
う仕組みが非常に大切なことになると思いますの  
で、その栽培体系は、私たちも三年やってみて、

今これだなというのは大分見えてきました。実は、種子の場合、安定性が今まだちょっとない、という点が課題ではありますけれども、かなり見ええた部分があります。

それとあと、倒伏しないということ。大量に育てる場合はやはり倒れないことが非常に大事です。





く安心、安全というものだと私どもも思うんですね。

ですので、それを消費者の皆さんに訴えかけて、そして、例えば同じパンにしましても、小麦でつくったパンと米粉でつくったパンというものはイコールにはならないと思うんですが、やはり、それに違う価値を持つていただくといいますか、米は国内でつくられたお米ですので、その価値を消費者の皆さんに御理解いただけるような商品開発と、それから生産コストの低減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○菅野委員 いろいろ御提言、どうもありがとうございました。終わります。

○遠藤委員長 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言ございさつを申し上げます。

本日は、大変貴重な御意見をお述べいただきまして、本当にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

○遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時二十八分開議

○遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、米穀の新用途への利用の促進に関する法律案、米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省総合食料局長町田勝弘君、消費・安全局長竹谷廣之君、生産局長本川一善君、経営局長高橋博君、農林水産技術会議事務局長佐々木昭博君及び国税庁長官房審議官西村善嗣君の出席を求

め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木原稔君。

○木原(稔)委員 自由民主党の木原稔でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○遠藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木原稔君。

○木原(稔)委員 今回の法案も再発防止に向けた対処の一つというところだと理解をしておりますが、そのトレサ法案は米及びその加工品のみを対象としております。食の安全という観点から国民の立場に立つてみれば、すべての食品を対象にするという考え方もあるのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○町田政府参考人 二点、お尋ねをいただきました。

まず、米及びその加工品のみを対象としているのはなぜかということをございます。

もとより、食品事故などの発生は米やその加工品に限られたものではないわけでございまして、ただ、米につきましては、唯一自給可能な穀物であり国民生活上重要な地位を占める食品であるということ、用途別に価格差が大きいなどの流通構造のもとで特に流通の透明性を確保する必要性が高いと考えること、さらには、事故米問題の発生によりまして米穀の流通そのものに対する消費者の不信が高まっていること、こういった事情を踏まえまして、まずは米及びその加工品につきましてトレーサビリティと原料米の産地を伝達する仕組みを導入することとしたものでござります。

○町田政府参考人 御説明申し上げます。

事故米問題を受けまして、農林水産省としては、事故米穀を今後二度と流通させないようになります。そのため、輸入検疫で食品衛生法上問題があるとされる米麦については輸出国などへ返送するかまたは廃棄する、国在庫保有中に問題が生じた場合はこれを廃棄することなどを措置してきたところはござります。

また、輸入米の販売後にカビが発見されることを極力なくすために、昨年十二月八日から、従来輸入時の袋のままの状態で販売していた米につきまして、販売前にすべての袋をあけ詰めかえるな

どカビの確認を徹底し、さらに、本年二月十九日からは、アフラトキシンB<sub>1</sub>の分析を行つたと問題のないものを販売することとしてきたところでございます。

今後とも、食品の販売業者としてより適切な品質管理、衛生管理を行えるよう、見直し、改善を着実に進めていきたいと考えております。

○木原(稔)委員 今回の法案も再発防止に向けた対処の一つというところだと理解をしておりますが、そのトレサ法案は米及びその加工品のみを対象としております。食の安全という観点から国民の立場に立つてみれば、すべての食品を対象にするという考え方もあるのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○町田政府参考人 二点、お尋ねをいただきました。

まず、米及びその加工品のみを対象としているのはなぜかということをございます。

もとより、食品事故などの発生は米やその加工品に限られたものではないわけでございまして、ただ、米につきましては、唯一自給可能な穀物で

あります。信用回復のための血のにじむような努力によつてようやく立ち直った業者でさえ、昨年末からの追い打ちをかけるような不景気によって、また、三月のこの決算をどう乗り切つていこうか、そういうふうに考えておられる深刻な業者の方がおられて、これも大変深刻な問題でござります。事故米の不正転売問題の再発防止に向けてはさまざまな対応がなされていると理解をしておりまますけれども、農林水産省の最近の取り組み状況を教えてください。

○町田政府参考人 御説明申し上げます。

事故米問題を受けまして、農林水産省としては、事故米穀を今後二度と流通させないようにするため、輸入検疫で食品衛生法上問題があるとされる米麦については輸出国などへ返送するかまたは廃棄する、国在庫保有中に問題が生じた場合はこれを廃棄することなどを措置してきたところはござります。

また、輸入米の販売後にカビが発見されることを極力なくすために、昨年十二月八日から、従来輸入時の袋のままの状態で販売していた米につきまして、販売前にすべての袋をあけ詰めかえるなどにより、農業者、中小事業者も実施可能となる

環境づくりを進め、トレーサビリティの導入を推進してまいりたいと考えております。

また、JAS法で対応しないのはなぜかという点につきましては、米トレーサビリティ法案におきます産地情報の伝達は、事故米問題の際に、ふだんから召し上がるがつている米の加工品や外食、弁当などの原料米の産地がわからないことから消費者の不安が増幅したということを踏まえまして、外食における御飯の提供を含めて、各種の米関連製品につきまして原料米の産地情報を伝達するものでございます。また、外食店等では、インターネットでの掲示、店外での立て看板への掲示など、伝達手段も幅広く認めることが必要となつております。

一方、JAS法においては、米の原産地表示は米関連製品では米とともに限定されておりません。また、消費者が購入する際に的確な商品選択ができるよう、表示方法も商品の包装あるいは容器などに直接表示することとなつております。また、消費者が購入する際に的確な商品選択ができるよう、表示方法も商品の包装あるいは容器などに直接表示することとなつております。また、消費者が購入する際に的確な商品選択ができるよう、表示方法も商品の包装あるいは容器などに直接表示することとなつております。

このようない形態は認められておりません。このようない形態、すなわち、対象とする製品、また伝達手段の違いといつたことを踏まえまして、JAS法とは別途の仕組みといたしまして、米トレーサビリティ法案におきまして新たに产生地情報の伝達を措置することとしたものでござります。

○木原(稔)委員 米は日本人の主食であつて、伝統的に米についてさまざまな加工品があるというところでござりますから、トレーサビリティの強化の必要性というのは理解ができました。

しかししながら、具体的な対象品目、例えば外食産業または中食での御飯類であるとか、またはあらとかせんべい、そういう対象品目は政令によってこれまで、これから、法案成立後に決まるということござります。それ以外にも、代表的な米の加工品には、清酒とか米じょうちゅうといった酒類がございます。

今後、入出荷記録の作成、保存マニュアルの作成や品目、業態に合致した取り組み方策の検討などにより、農業者、中小事業者も実施可能となる

私の地元熊本県にも酒造メーカーや販売会社が

たくさんありますて、事故米問題で大打撃を受けた美少年酒造などもその一つでございますけれども、酒類については管轄が財務省ということもあって、この酒類を今後対象項目とするかどうかということについてどのような見解をお持ちであるのか、お聞かせください。

また、次に大臣、清酒を非常に大変好んで飲まれているということでございますので、大臣のお考えも聞かせていただけたらと思います。

○西村政府参考人 お答え申し上げます。

酒類につきましては、法律上、政令で手当てをすることによりまして対象品目に加えることがであります。

酒類を対象品目とするかどうかにつきましては、今後、社会通念上米を主たる原材料とするほどの米加工品を所管する農林水産省とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○石破国務大臣

今財務省からお答えがございました。

した。この法案では、トレーサビリティの対象は、米穀のほか医薬品及び医薬部外品以外の米穀を原材料とする飲食料品であつて政令で定めるもの、これは法第一条第一項でございますが、と規定をしておるわけでございます。产地情報伝達の対象は、トレーサビリティの対象項目の中からさらには、政令で指定する、今委員が御指摘のとおりでござります。

酒類は、すなわちこの対象から除かれておらないわけでございまして、政令で指定しその対象とすることができるまでの、さればこそ、主務大臣で酒類の流通を所掌する財務大臣を十一条第一項で加えておるわけでございます。今財務省から答弁がありましたとおり、今後財務省と御相談をしながら、本年夏ごろまでに結論を出したいというふうに思つておる次第でございます。

別に私がやたら酒を飲むから言つてはございませんが、やはり消費者の方々にきちんと情報が伝わるということ、あるいは米というものが訴求ポイントになつてゐるかどうか、そしてそれが

製品の中でどれぐらいの役割を果たしているか、本以外にもございますが、酒造メーカーの方々、あるいはお菓子屋さん、和菓子屋さんの方々に御迷惑をおかけいたしましたと思つております。深くおわびを改めて申し上げますとともに、今後、委員の御指導もいただきながら、この後のいろいろな対応方について万全を期してまいりたいと思つておる次第でございます。

○木原(稔)委員 ありがとうございます。消費者の立場からすればこの対象項目がふえることはいいことかもしれません、しかし一方、こういったトレーサビリティの義務づけ及び产地情報の伝達の義務づけを余りにも多岐にわたつて、しかも厳しくやつてしまふということは、これはひよつとすると、はじめにこれまでやつてきた業者にとっては新たな負担になる可能性もなきにしもあらずだなという感覚を持つております。

業界の方もそういうことを心配しているようない話を見聞いたこともあります。特にこの業界といふのは小規模な業者も多いわけで、余りにも過度の負担になつてしまふと、どうしてもコストの一部を最終的には価格に反映せざるを得なくなつて、その結果として消費者負担につながつてくる

そのあたりのことを、どのような御見解であるか、お聞かせください。

○町田政府参考人 本法によりますトレーサビリティーまた产地情報の伝達の義務づけが事業者に

とつて過度な負担とならないよう、制度設計に当たっては十分に配慮していきたいというふうに考へているところでございます。

具体的には、まず、トレーサビリティーにおきましては、米穀やその加工品などを取引した場合、その名称、数量、年月日、相手方などを記録していくことになるわけでございますが、こ

の記録につきましては、帳簿などへの記載のほか、納品書、送り状等、通常の商取引において用いられております伝票類を保存することなどを幅広く認めていきたいと考えております。また、一般消費者に対する产地情報の伝達においては、容器や包装への表示のほか、ホームページでの情報提供などといった伝達方法を柔軟に認めていく考えでございます。

今後、こうした点につきまして、対象となる事業者の方に対しまして丁寧に説明を行いますとともに、施行までに十分な準備期間を設けるなど、制度の円滑な施行、また事業者の負担が過度にならないように、そういったことに努めていきたいというふうに考えております。

○木原(稔)委員 なるべく業者にとって大きな負担にならないよう、コストが価格に転嫁され消費者負担にならないように、そういう御配慮をお願いいたします。

次に、いわゆる米粉・えさ米法案についての質問に移ります。

大臣は、水田フル活用は生産調整の一形態であるということをこれまで何度も発言をされております。当法案がそういった水田フル活用のために果たす役割と、また生産調整における位置づけとはどのようなものであるか、まず見解をお聞かせ願います。

○石破国務大臣 食料自給力を強化したいという

ことはずつと申し上げておるとおりでございます。大臣は、水田フル活用は生産調整の一環として取り組んでおるわけでございます。ただ、その用途が拡大をし、生産が軌道に乗つていかなければどうにもなりませんので、そういうふうな考え方からこの法案を御審議いただいているものでございます。

○木原(稔)委員 私は、大臣のお考えというのは十分解釈ができました。ことしどうするとか来年どうするとかではなくて、やはり大局的な見地から、国家百年の大計としてこれから農業政策をどうしていくのかというところから始まって、今このこういったさまざまな政策においていつているんだろうというふうに私は理解をしております。

米粉用米の振興をこれから図つていくわけになりますけれども、やはり何といつても、これは消費者の理解があつて、そして消費がふえること、これがまず大前提で最大の課題であろうかと思ひます。売れないのでつくるだけつくるてしまつて自己満足に陥つてしまつては、意味がございません。

そのためには、全国各地にござります米粉パン

そうすると、この不公平感とか閉塞感とか、これは打破していかねばなりません。不公平感が強い制度というのは私はそれは制度としてやはり永続性を持ち得ないと思つております。そうしますと、それを打破して、将来性のある水田農業をつくつていただきたい。その第一歩といたしまして、二十一年度産から、大豆、麦だけではなくて、水田で米粉用米や飼料用米の増産を本格的にお願いしたいというふうに考えておる次第でございます。



うふつに私は思つておりますが、いかがでしようか。

○町田政府参考人 御説明申し上げます。

国から事故米穀を買い受けまして、これを不正に転売いたしました事業者であります。三笠フーズ、島田化学工業、浅井、太田産業、この四社につきまして、二月二十六日に契約書の違約金条項に基づまして違約金の請求を行つたところでござります。この四社合計で一億一千八百八十余万円と数字は四社合計の数字でございます。

違約金の納付期限は三月十七日というふうにしておりましたが、島田化学工業は同日付で全額納付、百二十四万余でござりますが、その他の三社は納付がなかつたということです。未納付の三社に対する今後の対応方針につきましては、三笠フーズについては、破産手続中のため、この破産手続の中で回収を進めるということです。

こうした点の責任追及ということのは、徹底してやつていかなくてはいけないと思っております。○木原(穂)委員 ありがとうございます。引き続いて、やはり正すべきところは正す、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。

最後に、今までの話の腰を折るようございますけれども、米粉の振興というのは大変大事なことであることは理解した上で、でも、やはり王道は主食用米の消費拡大であるということは間違いないことだと思いますので、そういうことについての大臣の見解をお聞きして、質問は終わさせていただきます。

○石破國務大臣 それはおっしゃるとおりなんですが、えさ米とか一生懸命やつてますが、えさ米の場合には、転換倍率にもよります。牛、鶏、豚、そういうもののえさを国産でやらなければ自給率は上がりませんので、これ

はまた別の話です。

ただ、米粉でパンといつても、それは、その

まま御飯で食べていただくにこしたことはないの

であつて、生産調整をめぐつていろいろな御議論

があります。農林委員の皆様方にもいろいろな御教導を賜つてあるところですが、何のことはない

い、みんなが食べればこんな話はなくなるわけ

ございますよね。私は、もう一度本当に、御飯を

食べていただくということに本格的に取り組みた

いと思っております。

一つは、きのう文科省からも答弁がありました

が、学校給食は四日は当たり前なのであって、こ

れが五日にできないのかと。高知県の南国市でで

きることが何でほかのところでできないのか。そ

れは、子供たちも喜ぶ、残すのもほとんどなくな

る。そして、だれがつくったか、その苦労を思つて、まして、つくった人たちも、この子たちが喜

んで食べててくれたということになるわけで、何も

悪い話はないわけです。それを、本当にそれぞれの自治体において取り組めるのか取り組めないのか。それはもう、努力をしていかなければいかぬ

のじゃないでしょうか。

あるいは、二十代、三十代の独身の方々を中心

に、欠食率、朝御飯を食べないという方が非常に多いわけで、単純計算しますと五十億食ぐらい食

べていない。これを本当に食べていただくと、マーケットとしては一兆五千億円になるわけですよ。これは内需の拡大ということに相なる、つながる部分が多いので、これも本当にまじめに取

り組みたい。

さらには、「家族揃つて夕ごはん」キャンペーン

というのをやろうと思つておるんです。なかなか

とついての大蔵の見解をお聞きして、質問は終わらせさせていただきます。

○石破國務大臣 それはおっしゃるとおりなん

ですが、えさ米とか一生懸命やつてますが、えさ米の場合には、転換倍率にもよります。牛、鶏、豚、そういうもののえさを国産でやらなければ自給率は上がりませんので、これ

それで、今まで一生懸命いろいろなことをやつ

てきました。ただ、キャンペーンを打つて、成果

が上がらなかつたねというようなことで終わつていたんじゃない。上がらないとすればそれはな

ぜなのか、キャンペーンを打つこと 자체が自己目

的化していないか、そのことも点検をしながら、

委員がおっしゃるように、王道はそういうことだ

と思つております。

政府を挙げて取り組みたいと考えております。

○木原(穂)委員 幹の部分はやはり主食用米の消

費拡大、そして、枝葉でさまざまな米粉、飼料

用米、それ以外にもさまざまなお取り組みをやつ

ていく、これは枝葉の部分であるという、その認

識を確認できましたので安心いたしまして、今後

とも大臣の御活躍を御祈念して、質問を終わります。

○遠藤委員長 ありがとうございました。

○笹木委員 民主党の笹木竜三君。

まず最初に、大臣に、この委員会でも何度も何度かお

話しになつていますが、基本的な認識について確

認をしたいと思うんです。

○笹木委員 民主党の笹木竜三です。質問を始めますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、大臣に、この委員会でも何度も何度かお

話しになつていますが、基本的な認識について確

認をしたいと思うんです。

食料について国としての自給率を高めないと

けない、それはどうして高めないといけないの

か。今ごろ愚問かというお話をもあるかもしれません

が、そのことについての認識を改めてお伺いし

たいと思います。

○石破國務大臣 やはり、自分の国で食べるもの

はなるべく自分の国でということは、世界どの国

も共通認識だと思つております。いろいろな国

の首脳が、自給ができる国を独立国というのか

と。それはいろいろな思いが込められているのだ

と思いますが、そうあるべきだと思っておりま

す。もちろん貿易も大切ですから、そのことも念

性もある。

そうすると、今大臣のお話もあわせてですが、将来的に食料の需給はかなり逼迫してくる可能性も高い、その可能性は決して低くない、こういうこともあるんだろうと思います。

そこで、さらに確認をしたいわけですが、この

委員会でも言及がありましたが、もう一度、どう

して食料の自給力が我が国は減ってきたのか、自

給率とともに。

○石破國務大臣 これは、なぜ高齢化が進み後継

者が出てこないか、なぜ農地は減少しているか、なぜ農業所得は半減したか、その一つ一つについ

緑の革命というのがございましたが、生産力はこれから先また飛躍的に上がるかといえば、かな

り懷疑的にならざるを得ない部分もございます。

迷惑をかけないという考え方、あるいは世界に貢献するという考え方からいつても、自給力、そし

てその結果たる自給率、これを上げていくべきだ

ということは、私は多くの方々の御理解をいただ

けるところではないかと思つております。

て分析が必要だと考えております。

で分析が必要だと考えております。高齢化、そして新しく土地へ入つてこないといふのは、やはり新しい人たちが入つてくるための仕組みが十分ではなかつたのだと私は考えております。そして、新しい人たちが入つてきて、それがビジネスとして成り立つかということの議論がなお十分ではなかつた面がある。人についてはそういう感じを私は持つております。

物であります農地につきましては、またこの後法案の御審議を賜りますが、農地というものをどう考えるかということについて突き詰めた議論が行われる必要があると思っております。農地の流動性の確保ということもそうでござりますし、農地の転用とか耕作放棄に対する法の仕組み、あるいは法の運用、これが本当によろしかつたかどうかという点をきちんと確認する必要があると思つております。

力を高めるためには、なりわいとして農業に魅  
があるかどうか、収入がちゃんと、将来的な展  
も含めて、見通しとして確保できるんだ、そ  
うようなこと、ビジネスとして安心感があるか  
うか、これが非常に大きいだろうと思います。  
そこで、お話をありました、今回の法案に  
かかわりますが、では、ビジネスとして日本の農  
業が成り立っていくためには何が必要なのか。  
臣の所信の中でも、国民がコストを負担する感  
を持てるかどうかというお話をされました。しかし、國民が負担をオーケーだよと言える前提は、  
いうことになつてくるのか、このことについて  
の認識を確認したいと思います。

○石破国務大臣　國民がどうすれば負担をすこ  
か、國民に御負担をいただくゆえんは何である、  
ということあります、これは、抽象的に言  
う農業の持つ多面性ということになるんだと思

ただ、今まで、最近の例で申し上げれば、某大農業もおつしやるとおりだと思います。

○笹木委員 お話をありました新しい扱い手といふ問題とともに、もう一つ、多面的機能に対する理解、こういうことも、どれだけのコストがかかることか、これも共に有化していくことが大事だ、それから見て、どうぞよろしくおつしやるといふこと

た。某電器メーカーが農業に参入した、うまくいかなかつた。それがなぜなのだろうと、株式会社が参入すれば何でもめでたしという話ではございませんで、やはり企業が参入していく場合に、どのような条件というものを整えていかねばならないか、それは、企業の側であるいは法制度の側であれ、その辺もきちんと議論をしないと抽象的な話に堕してしまうのではないかと思つております。

ただ、今まで、最近の例で申し上げれば、某大農業もおつしやるとおりだと思います。

資料は、もう一度役所に帰つて探してみますが、今まで説明を聞いたことは、少なくとも私はありません。

ただ、気をつけなければいけないのは、意識と行動のギャップというものをどうとらえるかといふことには留意をしなければいけないことなのだと思います。あなたは国産がいいですか、とおっしゃるようになればいいことなのだと思います。あなたは国産がいいですか、とどんどの人が国産と答えるはずなんです。ただ、委員がおっしゃるように、値段がどれぐらい違う、安全性に対する情報の認識がどれぐらいあつて、そういう物すごく複雑な要素がございまして、スーパーに買い物に行つて、国産と外國産と並んでいるときに、どちらを買おうかななどいうのでも、迷いなく国産を買つているかといふと、必ずしもそうでもない。いろいろなことを頭の中を考えながらどちらかを選ぶわけですよね。

結果として所得というお話を出てくるわけですが、さいますが、そこにおいては、農家所得と農業所得の本質を見誤りかねないと私は思つております。私は何も、おもしろおかしく大変だ、大変だと言つてゐるわけではございませんで、それがかなり極限点に近いところまで來てゐるのではないであります。今申し上げましたことについて、本当に委員会においていろいろな御議論を賜り、私どもも御教導賜りながら答えを出していかねばならないと考えております。

○笛木委員　お話にありました、新しく農業をやつていらっしゃる方がなかなか参入しづらい、農地の問題もある、おつしやるとおりだと思います。借りやすくしていく、こういうことも必要だと思います。耕作放棄地、そうした新しい担い手がなかなか参入しにくいこともあります。

しかし、大臣のお話にもありました、ビジネスとして成り立つ、やはりこれは決定的に大きくて、農業所得というお話をありました、これが因としてはあるんだろうと思います。

決定的大きいと思うんですね。ですから、白給されている価格とかかったコストの差額は全部持つてねというような話になるかどうかといえども、それは必ずしも論理的にはそうではないのだと。何を御負担いただいているのか、何を担つておられるのか、それをダムに換算すればどれぐらいか、そういうような計算方法もございます。それとか、そういうような計算方法もござります。そういうことを議論していくつて、農業が果たしていいかななる役割とは何だということを明確にしていかなければ、御負担をいただくことは相ならないであろうと思つております。そこは御議論のあるところですが、私は、本当に、各國においていかなる手法が確立をされ、どのような支払いがなされていくのかというとの認識を共有した上で議論をしてみたいと思つております。

他方、委員がおつしやいますように、別に国民に負担をしてもらうとかそういうお話ではなくて、条件がきちんと恵まれたところで、やる気のある主体に、それが法人であれ個人であれ、そこに農地と資金が集まる仕組みとというのはやはりつくつておかねばならないのだろうと思つております。

ここで、所信表明の中で大臣が言われていたスピリティーの例がありました。あれについては、国民が価格が高くても負担をしていると。日本とかなりまだギャップがあるんだと思いますが、こういうのを埋めていくために今回の法案、トレーサビリティーというのもあるんだろうと思います。少なくとも国内でつくっている食品は、米はもちろんですが、それ以外も含めて、外国産に比べて、輸入のものに対して、すべてとは言いませんが、一般的に、平均的に、より安心、安全だ、こういう意識があれば、価格に対する、あるいは国が自給率を上げるためにいろいろ行っている政策にかかるコストに対する理解も恐らく増してくるんだろうと思います。

それで、消費者の意識としては大体どういう意識だと思われますか。イスイスのあの例はありますたが、材料がどれだけあるかは別として、例えばより安心、安全な食品であればコストはどのぐらいかかってもいいとか、何か手がかりになるようななぞうした資料はありますでしょうか。役所の方で結構です、お答えいただけますか。

○ 笹木委員　去年の十一月に三井物産戦略研究所が実施したアンケートがあるわけですが、食品のトレーサビリティーに関する主婦の意識調査というものです。主婦に対する調査ですね。

生産者、製造者、販売者は消費者にもつと情報提供をするべきだ、半数近くの主婦が肯定、弱い肯定四六%も含めると九四%に上る。もう一つ、では、価格が高くてもより安全、安心なものを買いたいかどうか、国産がより安全、安心であればということですが、こういうアンケートもあるわけです。これは果物に絞ったアンケートですが、価格が二割以上増しても購入するという人は大体三〇%ぐらいおられたという調査ですね。これは

そのときには、やねり、とれたいの、何が付いているか、そして価格が納得のいくものであるかどうかということは、ちゃんと提示をしなければいけないことなんだろうと思つております。何でもかんでも国産よみたいな推進運動をしてもしょうもございませんので、そのあたりの情報をちゃんと伝えたい、それが今回の法案の一つの大きな意義であるというのは委員御指摘のとおりでござります。

資料は、もう一度役所に帰つて探してみますが、

果物に限っています。

それと、今、いろいろなギャップがあるというお話をありました。確かに、このアンケートに答えていた方そのものが、ある程度関心がある方かもしれません。それと、アンケートに答えても、いざ現場でどれだけ買うかという問題もあるかもしれません。

いずれにしても、国産のものについては安全、安心ということをしっかりと消費者にアピールすることが、イスの例、いきなりあそこまで行けるかどうかは別として、少なくともあいう例に近づいていく一つの道であるということは間違いないんだろうと思います。それで、今回のこのトレーサビリティーの法案があるということだろうと思います。

それで、役所の方にお聞きをしたいわけです。が、今考えておられるトレーサビリティーの対象についてどういう話になつてあるか、お聞かせいただけますか。

○町田政府参考人 米トレーサビリティー法におけるトレーサビリティーの対象品目でございまして、原材料部外品以外の米穀を原材料とする飲食料品であつて、政令で定めるものといたしております。

具体的に申しますと、米の加工品であつて食糧

法規に規定いたします主要食糧に該当するもの、米粉、米飯類、もち、米菓の生地などでござります。また、その他の加工品であつて、社会通念上米を中心とするものを基本として広げて実施していく、こういう姿勢が生産している側にもやる気を与えるし、もちろんいろいろ大変な面はありますよ、実務的に、あるいはコスト面でもいろいろあるかもしれません、そちらの方に向かっていこうという、少なくとも政治からのことを訴求ポイントにしているもの、米粉パンなどでございます。

こうしたものを基本として、現在検討を進めているところでございます。

○笛木委員 検討しているということですが、大体いつごろまでに決まるわけですか、この対象品目については。

○町田政府参考人 トトレーサビリティー、また产地情報伝達の対象品目につきましては、本年夏ごろまでに決まるわけですが、この対象品目でございますが、これまでにございましたが、これにつきましては、先ほどのトレーサビリティー品目を原則として考えておりところでございます。

今までに固めたいというふうに考えております。

○笛木委員 原産地表示についてはどうですか。

○町田政府参考人 原料米原産地表示情報の対象品目でございますが、これにつきましては、先ほどのトレーサビリティー品目を原則として考えて供されるものの、定食ですとかおにぎりですとか、チャーハン、どんぶり類、そんなものでござります。また、同じように、社会通念上米を主たる原材料とするもの、さらには米を原材料としていることを商品の訴求ポイントにしているもの、こういったものを基本として検討しております。先ほど申しましたとおり、トレーサビリティーの対象品目と同様、本年夏ごろを目途に固めたいといふふうに考えております。

○笛木委員 民主党は、すべての食品に対してトレーサビリティーを、そして原産地表示も、すべての加工食品に対して原産地表示をというふうに法案を出しています。

二〇〇七年のミートホープ事件とか、中国産のギヨーザ事件ですとか、こういうのを見ても、国内の食品が安全、安心だとアピールするためにまずは米というふうに言われるわけですが、やはり対象品目をこうやって全食品に対して広げて実施していく、こういう姿勢が生産している側にもやる気を与えるし、もちろんいろいろ大変な面はありますよ、実務的に、あるいはコスト面でもいろいろあるかもしれません、そちらの方に向かっていこうという、少なくとも政治からのメッセージになるんだろうと思います。

○竹谷政府参考人 お答え申し上げます。

米以外の食品全般にトレーサビリティーを拡大するという点についてでございますけれども、これは委員御指摘のように、事故原因等の究明と

い姿であるというふうに考えるわけでございますけれども、他方、今現在におきまして、食品衛生法におきまして、努力義務ではございますけれども、仕入れ先あるいは販売先といったものを記録いたしましてそれを保存するといったことが定められているところでございます。

また、原料原産地の方の問題についてでござりますけれども、こちらにつきましては、平成十三年から原料原産地の問題に取り組んでまいりました。JASの品質表示基準について取り組んでまいりました。次第次第に広げてまいりまして、平成十八年からは、いわゆる二十食品群ということですで、産地に由来する原材料の品質の差異が製品の品質に影響を与えるもの、そうしたものを作りながら、原料原産地の表示を広げてきているところでございます。

ただ、他方におきまして、原料原産地の表示ということになりますと、やはりいろいろな事業者の方々においてしっかりと原材料の原産地を把握するということにならぬ困難を伴う、あるいは、品質を安定化させるために頻繁に産地の切り替えをするというような実行上の問題がございます。そうしたような問題などもございまして、すべてのというわけにはなかなかまいらないところがございます。

そういう中で、やはり各事業者の方々になるべく広く取り組んでいただこうということです。昨年三月に推奨通知というものを出しまして、いろいろな事業団体、事業者の方々の取り組みを推進しているところでございまして、飲料メーカー等においては、これに応じて取り組んでいただいているというような例もあるわけでございます。これを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○笛木委員 今、農水省の方から、なかなか全商

品に広げていけない事情についてお話をあつたわ

けですが、ここで大臣の認識をお伺いしたいのです。今、余りはつきり言われませんが、要は、事務局でございますけれども、これを農林水産省としてお示しをしたいと思つております。

我が国の特異性という言葉を仮に使うとすれば、とにかく中小零細の業者さんが圧倒的に多いのですが、実際にできるかどうかかということになりますけれども、こちらにつきましては、平成十三年から原料原産地の問題に取り組んでまいりました。JASの品質表示基準について取り組んでまいりました。次第次第に広げてまいりまして、平成十八年からは、いわゆる二十食品群といふことで、産地に由来する原材料の品質の差異が製品の品質に影響を与えるもの、そうしたものを作りながら、原料原産地の表示を広げてきているところでございます。

ただ、他方におきまして、原料原産地の表示ということになりますと、やはりいろいろな事業者の方々においてしっかりと原材料の原産地を把握するということにならぬ困難を伴う、あるいは、品質を安定化させるために頻繁に産地の切り替えをするというような実行上の問題がございます。そうしたような問題などもございまして、すべてのというわけにはなかなかまいらないところがございます。

そういう中で、やはり各事業者の方々になるべく広く取り組んでいただこうということです。昨年三月に推奨通知というものを出しまして、いろいろな事業団体、事業者の方々の取り組みを推進しているところでございまして、飲料メーカー等においては、これに応じて取り組んでいただいているというふうに考えております。

○笛木委員 今、農水省の方から、なかなか全商

業者なんかのいろいろな、コスト面ですとか実務面ですとか人材面とか、そうしたこともあってこ

ういう形になつているのかとも思うわけですが、いかがですか。

○石破国務大臣 これは、まず米ということなんですが、それ以外に広げるべきだというのは、私も問題意識は委員と同じですので、もべきだと思っております。べきはそれでよろしくいたしました。次第次第に広げてまいりまして、平成十八年からは、いわゆる二十食品群といふことで、産地に由来する原材料の品質の差異が製品の品質に影響を与えるもの、そうしたものを作りながら、原料原産地の表示を広げてきているところでございます。

ただ、他方におきまして、原料原産地の表示ということになりますと、やはりいろいろな事業者の方々においてしっかりと原材料の原産地を把握するということにならぬ困難を伴う、あるいは、品質を安定化させるために頻繁に産地の切り替えをするというような実行上の問題がございます。そうしたような問題などもございまして、すべてのというわけにはなかなかまいらないところがございます。

そういう中で、やはり各事業者の方々になるべく広く取り組んでいただこうということです。昨年三月に推奨通知というものを出しまして、いろいろな事業団体、事業者の方々の取り組みを推進しているところでございまして、飲料メーカー等においては、これに応じて取り組んでいただいているというふうに考えております。

○笛木委員 今、農水省の方から、なかなか全商

業者なんかのいろいろな、コスト面ですとか実務

面ですとか人材面とか、そうしたこともあってこ

ういう形になつているのかとも思うわけですが、

い姿であるというふうに考えるわけでございます。

しいとせば、どういう課題があり、どうすればそれが克服できるかということをきちんとお示しす

ね。全国的にもかなりあると思います。

る責任は私ども行政にあると考えております  
○笛木委員 ちょっとと話をえますが、例えばH

ね。全国的にもかなりあると思います。  
例えば、外国との交渉ですね。輸入物に対してもある程度食の安全についての厳しい規格はあるいる表示を日本としても求めていくことを今後考えた場合ですが、日本国内がHACCPをしっかりと義務づけもしていて、トレーサビリティを各々つける、といふ、商品

ティーについてもさらに厳格にやる。広い商品についてやっている、そういう立場を持つた場合に、恐らく外国からの食品についても主張し得るに至るところだ。

立場になるのじゃないかと思うのです

もやつて成功たつた。予算はそれほどからなかつた、人材の面でさらにいろいろな手助けがほ  
しい、といふと言ふつづりミーボ。

しいいろいろな声がありますが

にあるたろうと思つております。ですから、そぞういうような方がHACCPというものを導入して、ハサウエーの問題が起らなかったのです。

ていただけるように、私どもとしてもできるだけのお手伝いはしていかねばなりませんし、御負担

の軽減などにも努めたい。それからおつしやいますように、信用が増して業況といふ

ものがよくなつたということであればこれにござることはございませんので、私どもとしても、制

度の御説明、あるいは御支援のやり方、また今後ともさらにこの導入が進むよう検討してまいり

必要はあるたろうと考えております。

品の表示についてお伺いしたいわけです。外国から入ってくるものも含めてですが、この

遺伝子組み換え食品についての表示――遺伝子組み換えでない」という表示があるわけですが、これが

A 及びこれによつて生じたたんぱく質が加工後にはすべてじゃないですよね。組み換えられたDNA

残存しない加工食品、これをもう少し具体的に詳しく述べていただけますか。

○竹谷政府参考人 御説明申し上げます。

制度のもとにおきまして、この遺伝子組み換えの問題につきましても表示をさせていただいておる

す。  
○鈴木委員 そういう基準はEUはさらに厳しく

かけているというお話をしたわけですが、話をもう一回戻して、この遺伝子組み換えということだけじゃありませんが、国産のものが安心、安全であります。

先ほど、参考人の質疑、大臣はおられたんでしたかね、あのとき。参考人質疑の中で参考の方に言わっていました。米粉パンの消費は、中国製ギヨーザ、まあ特定国がどうのこうのという話じゃないですが、あれをきっかけに非常に需要が伸びたというお話をありました。やはり国産で、しかも出所がわかつているものが安心、安全だということで、米粉パンが非常に需要を伸ばしたというお話がありました。

それと、びっくりしたんですが、私も初めて聞きましたが、米粉をもとに、ケーキとかクッキーとかチヨコレート、ギヨーザの皮もつくれる、あるいは将来的に化粧品もつくることが可能だ、めんあるいはピザの材料も当然できる。パンとしては、アレルギーを起こさないパンもできているんだというお話がありました。

要は、こういう安心、安全ということ、この意識はかなり急速に高まっている。それでこの消費もふえたということです。

国産のものにはいろいろな可能性がかなりこれから広がっていく。そのためにも、さつきからお話をこうしたトレーサビリティの範囲を全商品に拡大していく、あるいはHACCPを義務化していく、こうしたことやった上で、外国に対してもそうした基準について交渉をしていく。こういう立場があつて初めて、自給率を高めていく、安心、安全な食の供給に対して本気になつたなと國民も感じる、消費者も感じる、そう思うわけです。

大臣、きのうですか、大臣の任期がいつまでかによるということを答弁の中で言つておられましたね。それは、二年も三年もやつてある保証があれば一番いいんです、例えばトレーサビリ

ティーでいいますと、準備とかいろいろなことにかかる時間はかかります。検討されると、あるいはそのためにクリアしないといけない課題を、それはそれで詰めていかれるのは必要だと思います。

大臣は、自分で大体いつまでに、トレーサビリティの対象品目を広げるということについて、クリアすべき課題についてもはつきりとされて、國民に対してメッセージを出す、そういうおつ

もりがあるのか、そこを確認させてください。  
○石破国務大臣 ここは、日本の流通の体系が諸外国と全然違うということをどう考えるかという

ことに実は私の問題意識はあります。スウェーデンが一番高かったと思います。その後、スイス、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、欧米の食品小売業ですが、小売業についてだけ申し上げれば、大手の上位五社がどれぐらいのシェアを販売額において占めているか。スウェーデンが七

一、スイスが六七、イギリスが六三、フランスが五五、ドイツが五四、アメリカが五七。日本は上位五社が占める割合が一〇%というところで、七分になるわけでございます。

では、ここを変えるかというと、変えられない。そんなに寡占化が進むことがすなわち善かといえれば、それはそうでもないのだと私は思つてお

ります。そうすると、中小零細の方々が多いといふか。そして、法的責任の負わせ方をどのように組んだらいいのだろうかということ。そして、いろいろな食品を、輸入が多いということにもよる

い。そんなに監視するか、監督するかということについては、大体半年ぐらいに方向性は出てくる

ことになります。そうすると、中大企業の方々が多いといふことは、あつちやいけないし、そぞじやないと信じたい。

大臣は、食料の自給力を上げることに対しても非常に熱心であるし、こうした食の安全についても非常に熱心だと思つています。ですから、今すぐには言いません、少なくとも対象品

目を広げていくことについて検討し、そして中小零細に対してもどういう問題をクリアしていくができるかと、私自身今すごく、悩んでいますけれども、安定的に仕入れるためには、仕入れ先が多岐にわたらないと安定的な供給ができると言ふと大臣が悩んでどうするという話にならないといふことがあります。

なるんですが、ここに結論を見出すためにもう少し時間がいただきたいと正直言つて思つております。

今、いつ今までにというようなことを無責任に申し上げられるような段階にはございません

が、また農林水産委員会の質疑において一体どこまで進んだという御下問があればお答えができる

ようにしたいと思いますし、そういう緊張感と時間的な感覚を持つて臨みたいと思つております。

済みません、いつまでというお答えができます

まで恐縮ですが、そのような事情でございます。

○鈴木委員 民主党は、五年ぐらいをめどにといふことで、このトレーサビリティについても全く同じことを言つてゐるわけで、今すぐに

と言つてはいるわけではありません。

ただ、気になるのは、先ほどからの、これも聞く時間がなかつたわけですが、例えば違反者に対するチェックをどこでやるか、そういうことにつ

いてもまだ決まっていないわけですね。そこをどうもまだ決まっていないわけですね。そこをどう

い。そこが監視するか、監督するかと、そういうことはつきり決まっていない。対象品目もいろいろ検討し

て、さらには広げることはこの先でといふお話を

です。

これは私が言つてゐるわけじゃないですが、報道の一部にあるわけですが、この国会で消費者庁の法案が出る。非常に気になるのは、政省令に結論を得つて、本当にかなり大ざっぱな枠組みの法律だけは急いで通すんだ、そんなことまで言われ

ります。そうすると、中小零細の方々が多いといふ前提において、どうしたらそれができるのだろうか。そして、法的責任の負わせ方をどのように

組んだらいいのだろうかということ。そして、い

たゞ、そこを変えるかというと、変えられない。そんなに寡占化が進むことがすなわち善かといふことは、あつちやいけないし、そぞじやないと信じたい。

大臣は、食料の自給力を上げることに対しても非常に熱心であるし、こうした食の安全についても非常に熱心だと思つています。ですから、今すぐには言いませんが、あくまで私の今の、感じと言つては恐縮ですが、感じでございます。

○鈴木委員 ゼロそのことをお願いしたいと思います。我々も、さらにどういう課題があるか、丁寧に検証していきたいと思つております。

新規需要米について確認をしたいわけですが、これは、例えばパン用の米粉ですか、あるいは

えさ米とか、こうした新しい需要、水田のフル活用ということで、これは必要なことだと思いますが、二〇〇七年の補正予算で、地域水田農業活性化緊急対策ということで五百億円の予算があつた

大臣をやつてゐる間には必ずそれは國民に対しても、何とも言ひようがございません。

ただ、委員が御指摘の、政省令にゆだねられている部分が非常に多いわけですね。法律は骨格だけで、その方向にはだれも、文句がないかどうかは知りませんが、余り異論を唱える方はいらっしゃらないだらうと思つています。

政省令の詰め方については、これは大臣としてきちんと見ていかねばならない。どの法案もそうなのですが、政省令にゆだねられている部分が多い部分は、それは法律をお認めいた後の作業が極めて大事だというふうに考えております。

いつまでにということはお答えできないのです

が、少なくとも何が問題点かということは認識をしておるわけございまして、それが技術的、法

的に可能なのかどうなのかということについても、それは大体半年ぐらいに方向性は出てくるのだ。委員が先ほど五年とおつしやいました。実際に実行するには、少なくとも五年ぐらいの時間は

当然に必要なことだと思つております。

何をどうしたらいかという方向性は、やはり半年ぐらゐの間には、こういうことだ、この課題の解決のためにこういうことが必要になるであ

ろうということは出てくるのではないかというの

が、事務方ときちんと相談をしたわけではございませんが、あくまで私の今の、感じと言つては恐縮ですが、感じでございます。

大臣は、食料の自給力を上げることに対しても非常に熱心であるし、こうした食の安全についても非常に熱心だと思つています。ですから、今すぐには言いませんが、あくまで私の今の、感じと言つては恐

縮ですが、感じでございます。

わけですね。これについてはどのぐらいの利用、活用されたのか、それについて報告をしていただけますか。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

○地域水田農業活性化緊急対策、予算額五百億円

でございましたが、活用されたのは百十八億円程度でございました。

○笹木委員 これは、それだけしか活用されなかつたのはどうしてなんですか。

〔七条委員長代理退席、委員長着席〕

○町田政府参考人 この緊急対策でございますが、二十年産におきまして生産調整を十万ヘクタール程度拡大するために、踏み切り料という形で緊急一時金として交付したものでございました。執行が少なかった理由でございますが、十九年度補正予算で措置したということで、一年限りの対策であったということ、また、今度は、対策が一年であつたのに対しまして、複数年、例えば米

粉用米や飼料用米、新規需要米ですと三年間の取

り組みを要件としたということでございまして、生産者また現場において取り組みにくい点があつたのではないかと考えております。

○笹木委員 方向性としてはいいと思うんですが、今お話をあつたように、五年計画だけでも初年度のみだということで、実際にそれに取り組む方は不安で取り組めないという面もあつたんだろうと思います。あるいは、助成の額が十分だつたかという面もあるのかと思います。

先ほど、これも参考人の言葉ですね。一年、二年のみでは困るんだ。何かとりあえず始まつて、それで助成がつく、予算がつく。しかし、一年、二年で終わる。もう一つ、こういう発言もありました。生産調整の一環、これは、もちろん生産調整という意味はあるんでしよう。しかし、生産調整の一環だけというものでは不安になるんだ。そ

れはいつまで続くのかということで非常に不安だ。少なくとも五年先の見通しができるようなものじゃないと安心ができない。そういう趣旨のお話が参考人からありました。

○市川委員

いはちゃんとやっていくつもりなのか、お答えいただけますか。

○町田政府参考人 水田をフルに活用していくことでおることで、二十一年度を転換元年と位置づけていただけるようについてことで、国としてもこの問題に継続して取り組むということを明らかにします。

○笹木委員 おどろくことはできませんが、継続して取り組むことはできませんが、継続して取り組む

ということです。本法案を提出させていただいたところでおどろいています。今直ちに何年ということを申し上げることはできませんが、継続して取り組む

ということです。この法案を提出させていただけます。

○笹木委員 大臣に。

この参考人、非常に熱心に米粉についてもやつてある方の発言だったわけですが、安心して取り組めるためには五年先ぐらゐの見通しがあることが必要だというお話をありました。少なくとも一年や二年でやめるということはないんですね、組めるためには五年先ぐらゐの見通しがあること

い。

○石破國務大臣

大臣に。

この参考人、非常に熱心に米粉についてもやつ

てある方の発言だったわけですが、安心して取

り組みを要件としたということでございまして、生

産者また現場において取り組みにくい点があつたのではないかと考えております。

○笹木委員 方向性としてはいいと思うんです

が、今お話をあつたように、五年計画だけでも

初年度のみだということで、実際にそれに取り組

む方は不安で取り組めないという面もあつたんだ

ろうと思います。あるいは、助成の額が十分だつたかという面もあるのかと思います。

先ほど、これも参考人の言葉ですね。一年、二年のみでは困るんだ。何かとりあえず始まつて、それで助成がつく、予算がつく。しかし、一年、二年で終わる。もう一つ、こういう発言もありました。生産調整の一環、これは、もちろん生産調整という意味はあるんでしよう。しかし、生産調整の一環だけというものでは不安になるんだ。そ

ければ、それはそういうものじゃなくて主食用米だ。こういう話になるんでしょうが、なかなかそういうことを望むのは難しいなということから考えれば、政策の方向性というものがそう短期間に変わることを考えにくい。

○市川委員

今はちゃんとやっていくつもりなのか、お答えいただけますか。

○町田政府参考人 水田をフルに活用していくことでおることで、二十一年度を転換元年と位置づけていただけます。

○笹木委員 おどろくことはできませんが、継続して取り組むことはできませんが、継続して取り組む

ということです。この法案を提出させていただけます。

○石破國務大臣 おどろくことはできませんが、継続して取り組むことはできませんが、継続して取り組む

ということです。この法案を提出させていただけます。

○笹木委員 大臣に。

この参考人、非常に熱心に米粉についてもやつてある方の発言だったわけですが、安心して取り組めるためには五年先ぐらゐの見通しがあることが必要だというお話をありました。少なくとも一年や二年でやめるということはないんですね、組めるためには五年先ぐらゐの見通しがあること

い。

○石破國務大臣 それは、例えば二年先の大臣が

どんな判断をするかといふことにもよるわけであ

りますので、将来のことまで私が把握をして申し

上げるべきことではございませんが、政策の方向

性として、自給力を上げていかねばならない、水

田フル活をやつていかねばならない、その事情が

変わることとは、見通し得る将来なかなか考

えにくいことでござります。よほどの理由がない

ことがあります。う法案も、放棄地対策とかあるいは担い手対策と

いうこともあるんで、新しい雇用を、その産業をふ

やしていく、十分そういう可能性があると思うんですね。あるいは、バイオ米もその可能性がある

と思います。

○石破國務大臣 バイオ米については、今、実験的

な取り組みを進めておるところでございます。といいますのは、例の事故米を捨てないで燃料に使つたらどうだという御指摘を昨年随分いたしました。捨てちゃうとか焼いちやうとか、どうしてそういうもつたないことをするの、バイオ燃料に使つたらどうですかという御指摘を随分委員会でも賜つたところでございます。ただ、汚染米の場合、これをそのまま燃料に使つたら一体どういうような影響が大気中に生ずるかよくわかる。こういう工夫もやつてかなり普及を図つています。

○笹木委員 おどろくことはできませんが、継続して取り組むことはできませんが、継続して取り組む

ということです。この法案を提出させていただけます。

○石破國務大臣 おどろくことはできませんが、継続して取り組むことはできませんが、継続して取り組む

ということです。この法案を提出させていただけます。

○笹木委員 大臣に。

この参考人、非常に熱心に米粉についてもやつてある方の発言だったわけですが、安心して取り組めるためには五年先ぐらゐの見通しがあることが必要だというお話をありました。少なくとも一年や二年でやめるということはないんですね、組めるためには五年先ぐらゐの見通しがあること

い。

○石破國務大臣 それは、二年先の大臣が

どういうことを望むのは難しいなということから考

えれば、政策の方向性というものがそう短期間に

変わることを考えにくい。

○市川委員 今私は申し上げられるのはそこまでございま

す。

○石破國務大臣 今私は申し上げられるのはそこまでございま

す。

○市川委員 今私は申し上げられるのはそこまでございま

す。

でおられるか、お答えいただけますか。

○高橋政府参考人 御指摘のございました旧農業経営基盤強化特別会計につきましては、平成十七年十一月に内閣に回付されました平成十六年度の決算検査報告におきまして、会計検査院から、剩余金の一部を一般会計に繰り入れることができるという強化措置特別会計法第八条ただし書きにおける政令が整備されていない、したがって一般会計への繰り入れは行われていないこと、それから、この会計から資金が出ております社団法人全国農地保有合理化協会について、各事業の運営状況、全国協会における資金の保有状況などを的確に把握した上で、資金規模の縮小も含めて、基盤特会における資金の効率的活用を図るための方策を検討する必要があるとの御指摘を受けたところでございます。

○高橋政府参考人 そして、私たちもいたしましては、平成十八年一月に、まず、一般会計への繰り入れを実施することができるよう、農業経営基盤強化措置特別会計法施行令を改正いたしました。

そして、これに基づきまして、平成十七年度の剩余金の中から二百九十五億円を一般会計に繰り入れたところでございます。

○高橋政府参考人 また、社団法人全国農地保有合理化協会につきましては、平成十七年度に三十二億円、翌十八年

度五十七億円、十九年度五億円、計九十四億円について国庫へ返還をさせたところでございます。

○笹木委員 今、社団法人全国農地保有合理化協会のお話がありましたが、確かに決算の剩余金は、確かに、平成十三年ごろ一千億を超えていた、これが平成十九年には減ってきてています。しかし、それと同時に、この社団法人全国農地保有合理化協会に対する補助金が大幅に拡大してきたということですね。これは会計検査院も指摘しています。

そして、今現在も協会の保有額が非常に多額になっているということですね。

○高橋政府参考人 どれだけの保有額がありますか、協会の保有額ですね。

わゆる都道府県の県公社が行います農地保有合理化事業のために農地等を売買する際に必要な資金を貸し付けるということでございます。ただ

し、これについては、資金の効率的な運用とい

うことで、従来利子補給を行つてしたものにつきま

して、原資貸し付けの方に向に変えております。

そして、このために、貸付残高の増大に伴いま

して基金規模も増大をしているというような状況にあるところでございます。現在十九年度末

で、基金のうち、基金残高が九百四十一億九千百

二十九万五千円、このうち貸付金残高は五百六十

三億七千八百四十九万六千円ということになつて

おります。

○笹木委員 要は、今も貸付金の残高じゃない保

有している額が三百八十億円を超えていると。先

ほどのお話、剩余金が減少していたときから補助

金がふえて、この保有額もふえているということ

です。

また別の機会があれば詳しく述べてお尋ねもし

たいと思いますが、最後に石破大臣に確認をした

いんですね。

○高橋政府参考人 この協会につきましては、い

より透明化を図つて、国民の方々に理解していただきやすい、そういうものに変えていく必要が基本的にある、このことは間違ありませんね。必

要があればそういうことに取り組むということは間違いませんよね。

○石破国務大臣 間違いございません。特別会計の存在意義というものも、きちんともう一回検証

する必要があるだろう。公益法人というのは本当に必要なのかということ。それが民間で代替でき

るのであれば、何も公益法人である必要はないの

です。そして、それが公益法人としてなお必要で

あるとしても、その役職員と/orの官庁

の、農水省のOBでなければ本当にだめなのかと

いうこと。民間の方でよいのであれば、別に官庁

のOBがだめだとは言いませんが、それで独占さ

れるということは何かおかしくないですかとい

うことだと思っております。

もちろん、早期退職の慣習もござりますから、

一概に全部だめだというお話ではありませんが、

理屈の立て方は、常に国民の立場に立つてどうな

のだということですべてが検証されなければなら

ないという意識は、私は強く持つております。

○笹木委員 この問題はまた別の機会にやりたい

と思っています。質問を終わります。

○遠藤委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 民主党の佐々木でございます。

ささきが続いておりますが。

○遠藤委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 最初に、いわゆる米粉、新用途利用米についてお伺いをいたします。

民主党にも米粉化推進小委員会というのがござ

いまして、実は私がその事務局長でございます

ので、現地調査も幾つかさせていただいてまいり

ました。ここで新用途米というふうになつて

いるようにしなければならぬ。

米粉用米に対する交付金をいつ払ってくれるの

ということですが、現在のところ、これまでの生

産調整の取り組みと同様、次の當農準備に間に合

なうようにしなければならぬ。

きょうの冒頭からお話をがありました。大事なことは、自給率を上げるためにも、国民の国産に対する、あるいは農水省の予算に対する、コストについての理解を得ることだ、これが大事だと。生産する側にも流通側にも、トレーサビリティとか、消費者とのコミュニケーションあるいは消費者へのわかりやすさ、これを図つていく必要があるんでしよう。これが値段とかに対する理解を深めるんだろうと思います。一方で、多面的機能も含めてですが、国の予算というのは、いろいろな形で自給力を上げるために多額のものを使つていく。それについての国民の理解も非常にこれからさらに必要になつてくるだろう。

○遠藤委員長 こんな中で、この特別会計は非常に不明朗なことがあるわけですが、ここにいわゆる天下りの問題とかいろいろな問題もあるというふうによく言

われています。こうした問題、次回また取り上げますが、農水省が管理している特別会計も含めて

なんですが、米粉というのは別にそんなに新しいものではなくて、昔から米菓子というのはこの国に

もあるわけでありまして、いわゆる上新粉と言わ

れるようなものとか、あるいは白玉粉と言われる

ようなものとか、ビーフンと言われるような、こ

れはウルチ米でそれども、それからアジア全体

でいえばギヨーザの皮とか春巻きの皮とか、かな

り幅広く実はこの国にも定着はしていったわけです

が、ただ需要量としてそれほど多くなかつたとい

うことだというふうに思います。

私どもも調査をいろいろやつてきている中で、

生産段階、それから加工、流通段階、消費者段

階、それぞれの場面においてそれぞれの課題があ

ることだと思つております。

もちろん、早期退職の慣習もござりますから、

一概に全部だめだというお話ではありますんが、

理屈の立て方は、常に国民の立場に立つてどうな

のだということですべてが検証されなければなら

ないといふうに思つております。

&lt;p

では、一体いつなのということになるわけですが、認定を受けていたいた生産製造連携事業計画などに基づく作付、これを確認した上で、これまでの産地づくり交付金と同じように、十二月から三月に交付をすることにしたい。

一方、横流れ防止をしなきやいけませんので、この法案では、生産製造連携事業計画の認定を行っておりまして、四条一項で連携計画の作成を規定しておりますが、確実に米穀が加工されるよう生産者と製造業者の連携が担保されていること、あるいは新用途米穀の出荷者、加工業者が帳簿の備えつけを行つておられることなどが認定要件となつております。

このほか、その専用計画が准用とされるか

○本川政府参考人 補足をさせていただきます。  
十二月から三月というふうに大臣におつしやつて  
いただきましたのは、例えば、北海道は十二月  
に産地づくり交付金はほとんど出ております。東  
北もほとんど十二月に出ておりますが、地域に  
よってやはり三月ぐらいまで交付がかかるとい  
う意味で、十二月から三月ということでございま  
す。

きましたのは、MA米の中でカビがついたお米が出た場合にそれをどうするかという点でございました。MA米を例えば飼料用米として使う、これは政  
府が販売するということになりますれば、きち  
と私どももそのトレーサビリティーの義務とい  
ましようか、対象になるというふうに考えてお  
ります。

○佐々木(隆)委員 これは差別だと私は思うんで  
す。私と高井委員が差別されたという意味ではあ  
りませんが、要するに、輸入米の処理の仕方と国  
内で出回るもののトレサの対象が違うという印象  
を与えてしまうわけですよね、今。  
だから、MA米であれ可であれ、トレサ法がで

加えれば、小麦用の、そういう価格との横並びを見ても、それを超えるような、上回るような収入を確保することができるというふうに考えております。

また、米粉用の栽培につきましては、昨日申し上げましたけれども、いろいろなメリットがあるということをございますので、そういうよくなごとを周知しながら、生産者につくつていただけるようにお勧めしてまいりたいというふうに考えております。

また、生産者に対してだけではありませんで、あわせて、製造施設への支援、あるいはそういう施設の導入に対する低利の融資でありますとか税率の軽減、こういうような措置を講じることにより

○佐々木 隆(委員) 農家にとつては十二月と三月では相当違うわけでありますけれども、そこら辺が、産地づくり交付金そのものは、ほかの産地づくり交付金と一緒に渡すということは、それはそれでいいんだと思うんですよ。

もう一つは、いずれにしても五万五千円だけでは足りないわけですから、物が流れていった分、そのところをどうチエックするかということ。計畫を出して、連携と帳簿とをそろえておいてくれればというのであれば、わざわざ法律に書くこともないわけで、そのところをもつとやはり厳しく何かチェックできる仕組みがなければいけない。早くお金は渡してあげたいし、そこをちょっと念押しをさせていただきたいんですが、どうな  
んでしようか。

○町田政府参考人　米粉用米はトレー サビリティーの対象となるということで考えておりま  
す。

○佐々木(隆)委員　そこで、一点だけ確認をさせ  
ていただきたいのですが、米トレサ法ができたら、  
そのトレサ法の適用というか、もちろんそれ  
は厳格にやつていただく、私はそれでいいと思う  
んですが、きのう、同僚の高井委員の質問に対し  
て、M A米はトレサ法ができるも焼却するんだと  
言い続けていたわけですね、局長は。それで、  
今度はこれを適用するんだというのは、ちょっと  
話としては矛盾するんですが、そこをもう一回答  
えていただけますか。

○町田政府参考人　きのうお答えをさせていたた  
きました。

もう一つは、先ほど来お話をありますか  
人の話の中にもいろいろありますけれども、う  
さ米にしろ米粉にしろ、やはり価格をどうしてい  
くかというのが一つ大きなポイントになつてい  
るといふふうに思つてます。輸入小麦の値段が今下  
がるのではないかといふふうに言われている中  
で、これをどういうふうに支援していくおつもり  
なのか、その点についてお伺いをいたします。  
○本川政府参考人 昨日も何度も答弁させていた  
だきましたが、米粉用米に対する支援水準につきま  
しては、同じ原料用米として既に定着しておら  
ます加工用米の収入、大体これは九万円程度でござ  
りますが、それを確保するということで考えてお  
ります。確かに、小麦については少し下がり傾  
向ではございますけれども、五万五千円の助成を

○本邦政府参考人　自給率を上げていく上で、やはり麦、大豆、さらには米粉用米、どれも重要な作物だというふうに考えております。

ただ、麦、大豆につきましては、歴史的にこれまで長く生産調整を進める中で、地域におきまして、ブロックローテーションなど大規模な団地化でありますとか、そういう優良な事例が出ておりまして。

したがいまして、私どもいたしましては、それぞれ地域の段階で水田農業ビジョンをつくりたやすく、そういう中で、その地域においてどういう作物に対しても二ースがあるのか、地域の条件あるいは農業者の意向、そのようなものを踏まえまして、地域で話し合って適切な作物を選んでいただく、そのような形で考えていただきたいと思つて

それで、必要に応じて、トレーサビリティー法施行後は、ということですが、同法による記録を調査するなどして、連携計画どおりに生産者から製造業者にきちんと米粉用米が出荷されているかどうかを確認したいということでありまして、今申し上げられるのは、十一月から三月、その間にお支払いをしたいねというのが現在の私どもの立場でござります。

論議をさせていただきたいというふうに思いますが、これは当然、トレサの対象になるというふうに間に合うように行いたいというふうに考えていいところでござります。

○佐々木(隆)委員　この後、米トレサについても、今大臣におつしやつていただいたよなうな法律上の措置によつて担保をするということことで、交付金の交付はそれとは切り離して、再生産に間に合うように行いたいというふうに考えていい

○町田政府参考人 溜みません。私の答弁が不十分で、ごめんなさい。トレーサビリティー法でやるといふことでござります。

○朝々木(隆)委員 それであればわかりました。

す。トレサ法かできればトレサ法でやるんですけども、違うんですけれども、違いますか。

○佐々木(隆)委員 もちろん、米粉並びに飼料米の推進のための支援というのはぜひやっていただきたいんですが、では、転作の小麦と大豆、それから米粉用と飼料用と、どのようにしていこうとされているのか。この生産振興をいいずれもしょうとしているわけですから。その点の農水省の方針みたいなものはあるんですか。

きましたのは、MA米の中でカビがついたお米が出た場合にそれをどうするかという点でございました。

MA米を例えれば飼料用米として使う、これは政府が販売するということになりますれば、きちんと私どももそのトレーサビリティーの義務といいましょうか、対象になるというふうに考えておりまします。

○佐々木(隆)委員 これは差別だと私は思うんです。私と高井委員が差別されたという意味ではありませんが、要するに、輸入米の処理の仕方と国内で出回るもののトレサの対象が違うという印象を与えててしまうわけですね、今。

だから、MA米であれ何であれ、トレサ法がござらず、運行されしません、トドケられません。

加えれば、小麦用の、そういう価格との横並びを見ても、それを超えるような、上回るような収入を確保することができるというふうに考えております。

また、米粉用の栽培につきましては、昨日申し上げましたけれども、いろいろなメリットがあるということをございますので、そういうようなことを周知しながら、生産者につくつていただけるようにお勧めしてまいりたいというふうに考えております。

また、生産者に対してだけではありませんで、あわせて、製造施設への支援、あるいはそういう施設の導入に対する低利の融資でありますとか税率の軽減、こういうような措置を講じることによりまして、必ずしも収支三行、必ずしも収益性

おります。

特に米粉用米につきましては、私ども、中心的に作付をお願いしたいと考えておりますのは、調査水田などの不作付地、それから主食米の過剰生産付部分、あるいは湿田などの理由で麦、大豆などがなかなか作付できないような部分、そういうところで中心的に作付をお考えいただけ。それから、一方でこれまで歴史的に形成されてまいりました麦や大豆のプロックローテーションなり圃地化転作につきましては、これをできるだけ地域で維持していただき。そのような方向でお話し合いがなされることを希望しているところでござります。

○佐々木(隆)委員

麦、大豆、米粉と言つたり、大豆、麦、米粉と言つたり、米粉と言つたり、米、大豆、麦と言つたり、いろいろしているんですが、その都度順番に入れかわっているというわけではないんですね。

○本川政府参考人 全く、その都度意図して入れかえているわけではございません。申しわけございません。

○佐々木(隆)委員 要するに、大臣はこのごろ自給力という言葉を使われたりもしているんですが、私は、やはり最終的には自給力ではなくて自給率をどうするかということだというふうに思つております。

その自給率なんですが、今の小麦、大豆、あるいは新用途と言われるものも含めて、結局、地域の水田農業推進協議会、そこにゆだねられているんです。片方で、国は自給率を掲げて、作物ごとの目標も掲げているんですけどけれども、結局、つくるときは地域の協議会にゆだねているわけですね。これでは、私は、自給率を目指に掲げても、掲げただけになつてしまふと思うんです。どうやつてつくつていただくんですかというところが今は全く担保されていないんですね。

だから、ここをこれからやるときには、自給目標を掲げるのであれば、作物ごとにもちろん掲げますが、それをどうやって担保するのかという

ところのプロセスもきちっと示す。あるいは、私

ども民主党の場合は、目標を達成するために生産数量の目標を設定して、そこは目標設定に向かって地域と話し合うということをうたつているわけです。そのプロセスのところをきちっとやらなければ、ただ目標を掲げただけという話になつてしまふと思うのですが、これはどうですか。

○本川政府参考人

お答え申し上げます。今改定作業を進めておりますが、基本計画の中では自給率の目標というのを掲げさせていただいております。その内訳といま

す。

それぞれの実現に向けて取り組むための施策といたしましては、きょうも御審議いただいておるこういう法律もございますけれども、私どもとして、水田の產地づくり交付金でありますとか、あるいは今回の水田フル活用の水田等有効活用促進交付金、こういったようなもので農業者の方々に取り組んでいただくような誘導といいますか、政

策的な支援を差し上げるということにいたしております。

そういう中で、例えば麦や大豆、大豆や麦につきましては、いわゆる緑ゲタという固定払い、あるいは成績払い、こういうものを合わせますと、大豆や小麦につきましては、例えば十アール当たり六万二千円ありますと六万二千円あるのは七万五千円

の、そういう支援単価を設定することによって、輸入小麦五百万吨のうち、その一割を米粉に代替すると想定したものでござります。

今後、新しい基本計画の審議の過程の中で、この五〇%のイメージの妥当性や可能性を含めまして、数値目標についても検討してまいりたいと考えております。

○佐々木(隆)委員 我々民主党とほぼ同じというイメージでいいんだというふうに思いますが、そのような政策的な努力をしていきたいと考えているところ

このような支援を差し上げながら、政策的な支援をして、誘導するとおこがましゅうございまます。そのような御努力を促していく、そのような政策的な努力をしていきたいと考えているところでございます。

○佐々木(隆)委員 今の説明を聞きますと、奨励金などを含めてお金で誘導していくという話ですね、手取り早く言うと。

ですから、農家の手取りが幾らになるのかとい

うこととはそれはもちろん無視はできないんですけども、やはりみんなで目標を掲げて、みんなで話し合つて、地域全体、地域全体というのは行政です。そのプロセスのところをきちっとやらなければ、ただ目標を掲げただけという話になつてしまふと思うのですが、これはどうですか。

○本川政府参考人

お答え申し上げます。今はなぜかということがあります。それは、この国は戦後、粉文化と油文化を捨ててしまつたのではないかというふうに私は思つていて、いくべきではないか。これについては提言、指摘にさせていただきます。

米粉の方ですが、これは今の目標ということか

いたしましては、きょうも御審議いただいておるこういう法律もございますけれども、私どもとしては、自給目標も含めて意識して考えた場合に、今政府としてはどのぐらいというふうに考えておられるんでしょうか。

○町田政府参考人 私ども、昨年十二月でございますが、新たな基本計画の策定に向けた議論に供するということで、おおむね十年後に食料自給率五〇%を達成した場合のイメージを公表させていただいております。この中では、米粉の生産に

つきましたは五十万トンとしております。これは、繰り返しになりますが、食料自給率五〇%をつきましたは五十万トンとしております。これが率五〇%を達成した場合のイメージを公表させていただいております。この中では、米粉の生産に供するということで、おおむね十年後に食料自給

率五〇%を達成した場合のイメージを公表させていただいております。この中では、米粉の生産に供するということで、おおむね十年後に食料自給

率五〇%を達成した場合のイメージを公表させていただいております。この中では、米粉の生産に供するということで、おおむね十年後に食料自給

率五〇%を達成した場合のイメージを公表させていただいております。この中では、米粉の生産に供するということで、おおむね十年後に食料自給

率五〇%を達成した場合のイメージを公表させていただいております。この中では、米粉の生産に供するということで、おおむね十年後に食料自給

そこで、この米粉の支援のあり方にについて考え

を伺いたいというふうに思うんですが、きょうも午前中、参考人の皆さん方からお話をいただきました。その中で、技術支援ということもありました。私は、この米粉を本格的に政府、国を含めて推進しようとするときに、ぜひ心がけていた

ださたいと思うことがあります。

それは、この国は戦後、粉文化と油文化を捨ててしまつたのではないかというふうに私は思つて

いました。私は、この米粉を本格的に政府、国を含めて推進しようとするときに、ぜひ心がけていた

ださたいと思うことがあります。

それは、この国は戦後、粉文化と油文化を捨ててしまつたのではないかというふうに私は思つて

いました。私は、この米粉を本格的に政府、国を含めて推進しようとするときに、ぜひ心がけていた

ださたいと思うことがあります。

それは、この国は戦後、粉文化と油文化を捨ててしまつたのではないかというふうに私は思つて

いました。私は、この米粉を本格的に政府、国を含めて推進しようとするときに、ぜひ心がけていた

ださたいと思うことがあります。

それは、この国は戦後、粉文化と油文化を捨ててしまつたのではないかというふうに私は思つて

ですね。

ところが、では、今度のこの支援の方法の中でそういう人たちが対象になるのかというと、これは何か既存のメーカーを意図したのではないかと、いうような補助の出し方になっているのですから、そういうところについてぜひ対象にしていくべきだ。そして、地域ブランドとしてこの米粉というものをつくりていくようにしなければいけない。私は、まさに農業は文化だというふうに思っているので、そのことを含めてお答えをいただきたいと思います。

○石破国務大臣 おっしゃるとおりであります。正直、今、米粉に地域特性がすごく出ているかといえば、まだまだそうでもないんだろう。例えば、土別ブランドですか名寄ブランドですか旭川ブランドですか、そういうことになつているかといえども、まだまだあって、それを、地域間競争ということが必ずしもすべて正しいとは思わないが、そういうこともあって特色あるものを伸ばしていく、それぞれが持ち味を伸ばしていくということは必要なんだと思います。

そうしますと、支援の対象をどうするんだということですが、また必要があれば事務方から説明申し上げますが、大きなものに限つて支援をするとかそういうスキームを組んでおるつもりはございません。大手メーカーによる全国展開とあわせて、地域の実情に応じて関係者が創意工夫を凝らすという場合につきましても、補助金、税制、融資等の支援措置の対象といたしております。あるいは、研究開発それ自体に対しましても助成措置を講じておるものでございます。

ですから、もし仮に、この制度というものがこ

ういう場合に使いにくい、こういう場合に支援の手が及ばないというようなことがあります。それをいただいて改善方いたしますが、私どもして、どのように小さい取り組みにつきましても、

もちろんすべてとは申しませんが、その地域の特

性を生かした取り組みができるよう、支援を考

えて用意をしておるものでございます。

○佐々木(隆)委員 ありがとうございます。ぜひ

そのようにお願いをしたいというふうに思いま

す。

大臣も今胸につけておられますか、よい食プロ

ジェクト、あのバッジを私もつけさせていただい

ていますが、よい食というのは、とりもなおさ

ず、地域ブランドをどうつくるかというところに

かかってくるんだと私は思うんですね、それが安

心の担保だというふうに思つてます。午前中の参考

人の皆さん方からも、二つだったと思うんです。

価格的な支援をどうするんだ、技術的な支援をど

うするんだというのと、多様性をできるだけ認め

てほしいというようなお話をあつたというふうに

思ひます。今大臣からそういうお話をいたしましたので、ぜひよろしくお願いを申し上げたい

ということ。

あわせて、これはお答えをいただければお答え

をいただきたいというふうに思いますか、今、導

入の部分で大臣から前向きなお答えをいたしましたので、ぜひよろしくお願いを申し上げたい

ということ。

あわせて、これはお答えをいただければお答え

をいただきたいというふうに思いますか、今、導

入の部分で大臣から前向きなお答えをいたしましたので、ぜひよろしくお願いを申し上げたい

ということ。

す。

○佐々木(隆)委員 前回的な答えをいただきまし

たので、ぜひそういうことで地域を育てるとい

うこと。確かに大臣言われるよう、今はまだ小

さな範疇ですからそれほど問題になつていません

ですが、これが大きくなつてきたときに、今度や

はり流通や何かで、どうしても大手の流通に乗せ

たいというような動きが出てくると、結局また同

じようなことになつてしまふのではないかとい

うことをちょっと今から心配しているものですか

から、そういうことでお話をさせていただきました

ので、よろしくお願ひを申し上げます。

それは次の、長くて読みづらいですが、ト

レーサビリティ法と食糧法について質問をさせ

ていただきます。

さきの笹木委員から、トレサとJASについてお話をありました。民主党はすべて、このトレサ

あるいはJASについて、ずっと広げるべきだと

いうことを提案させていただいていますので、そ

れについては先ほど来お話をありました。

大臣から、問題意識は同じだというお話をあつたんですが、研究開発の部分でも、ぜひ同じような

取り組みを、これは何か新商品の研究開発とい

うところは書かれているんですが、そういう製造

工程のかかわりなんかのところには書かれていな

いわけですね、今、研究開発なんかについても

そういうことが起り得るのではないかというふうに思います。

うに私は思うんですが、もしもお答えいただければ

いただきたいというふうに思います。

したときに、本当にそれが圧倒的多数の中小零細

の技術的あるいは資金的な負担を乗り越えるもの

なのか。もしそれが政府がお金をお支払いして、

というのは納税者のお金という意味でございます

が、それがクリアできるものであれば、そういう

考え方もあるでしょう、中小事業者の御負担を減

らすために。そういう考え方方は私は決して否定をいたしません。

あるいは、大手だけやればいいじゃないかとい

うお考えがまた一部で示されておりますが、そ

うお考えがまた大手が責任を追及されましたときに、

大手の責めに帰すべきものではなくても、結果的

に責任を負わされるという可能性も起るわけで

ございます。

ですから、こうこうしかじか、こういうことが

あるからだめだということを私は申し上げている

んじゃなくて、こういうことを克服するためには

どうしたらしいんだろうかということもあわせ

て、方向を実現するようにしておられました。

ダメだ、ダメだ、ダメだと理屈を述べるつも

りはなくて、それを克服するためにはどうすれば

いいかということもあわせて議論をしながら、目

指す方向性は一緒だと思いますので、実現をした

い。

決意だけ申し述べても、それはそれで今ここで

はいいのかも知れませんが、それを本当に具体化

するためにはどうすればいいのだということで、今

いつているかではなくて、政府の姿勢と決意と

メッセージ、これをどう送るかというところにも

どうしていいかということもあわせて議論をしながら、目

指す方向性は一緒だと思いますので、実現をした

い。

決意だけ申し述べても、それはそれで今ここで

はいいのかも知れませんが、それを本当に具体化

するためにはどうすればいいのだということで、今

いつているかではなくて、政府の姿勢と決意と

メッセージ、これをどう送るかというところにも

どうしていいかということもあわせて議論をしながら、目

指す方向性は一緒だと思いますので、実現をした

い。

決意だけ申し述べても、それはそれで今ここで

はいいのかも知れませんが、それを本当に具体化

するためにはどうすればいいのだということで、今

いつているかではなくて、政府の姿勢と決意と

メッセージ、これをどう送るかというところにも

どうしていいかということもあわせて議論をしながら、目

指す方向性は一緒だと思いますので、実現をした

い。

決意だけ申し述べても、それはそれで今ここで

わけですので、そこはぜひ、できるだけ早く御検討いただきたいということふうに思います。

次に、不正規流通を防止するという意味で、行政の役割についてお伺いをしたいということふうに思っています。

この八年、九年にわたって行われてきた規制改革と言われるものの最大の間違いは何だったかと、いうと、要するに、入り口を規制していたものを取つ払つて、本来は入り口の規制を緩和したのであれば出入口の方を強化しなければいけなかつたのに、入り口を緩和したままでつと来てしまつたというところに、規制改革の一番の間違いがあつたのではないかというふうに私は思つています。

要するに今まででは許認可制であつたものか届け出制になつた。そうすれば、入り口に五人いた職員が二人で済むようになつた。その二人、三人を減らしただけで、本當はチェックや監視の方に人を回さなければならなかつたのを回さないで来てしまつたというのが、この國の規制改革の大大きな間違いだつたのではないかと私は思つていま

のでは欠かせないというふうに私は思はうんです。特に今、食の安心、安全ということですから、そのチック体制、どのような主体がどのような体制でやつていこうとされているのか。それからもう一つは、食糧法の方で、大臣の権限に属する事務の一部を政令により都道府県知事に委任することができるというふうにしているんですが、これは国の責任が大きく後退するということを意味するのではないかというふうに思うんです。ですが、どのような事務を委任しようとしているのか、あわせてお伺いをさせていただきます。

○石破国務大臣　規制の緩和に関する委員の御所見には私も相当部分うなづくところが実はござい

まして、私は、当選三回のときに規制緩和特別委員会の委員長というのをやつたことがございました。そのときにこんな例がありました。飛行機に対するいろいろな規制緩和をする、そうすると安全性が損なわれるじゃないかという議論になりまして、いや、そういうような会社の飛行機は落ちるのだ、落ちたらだれも乗らなくなるからそれいいのだみたいな、そういう議論があつて、そういう話じゃないでしようというような議論をしたような覚えがございます。

ただ、今回の新食糧法、食糧法に基づきます届け出制というのは、そういうようななめちゃくちやんな考え方ではないのであります。どうやって流通の自由というものを確保していくかということであつて、安全性をきちんと担保するということは、また別の話でございます。それは、食糧法に米穀の管理は国の責任であることが明確に明示をされているものではございません。しかしながら、行政として、その安全というものはきちんと担保をしていかなければなりません。

そうすると、国と都道府県の役割分担をどうするかということは、これから都道府県とよく御相談をしながら決めてまいりますが、都道府県がやつた方がよりよろしいもの、それは都道府県にお願いをすることになりますし、広域にわたるもの等々国がやつた方がよりよろしいものには、当然国がやるものだと思っております。

きのうもお答えをいたしましたが、国がやるのが嫌だから地方自治体にやつてくださいとか、そういうお話ではなくて、どちらが分担した方がよりよろしいか、より実効性が上がるか、そういう観点から今後、都道府県と早急に議論を詰めてまいりたいと思っております。

法律の立て方から申しまして、國が責任を負うということですが基本でございますけれども、そこを事務の分け方として、より実効の上がるもの、より消費者の安心が担保されるものとすることに重きを置きながら、今後、役割分担を決めてまいりたいと思っております。

○佐々木(隆)委員 事務方でもいいですから、もう少し具体的にイメージさせていただきたいんです。  
どこかでチェックをしていかなきゃいけないわけですね、トレサだつて。そのときに、どういう主体、どういう体制、それと、食糧法でいえば、どのような事務を委任しようとしているのか。もう少しイメージがわくようにお話をいただきたいんです。  
○町田政府参考人 どのような主体がどのような事務を担っていくのか、また、都道府県にどういうことをやつていただとか、できるのかというところを聞かせていただきます。  
農林水産省いたしましては、現在検討いたしております農林水産省の抜本的な機構改革の中でも、まさに食糧法に基づく流通監視を適切に実施するという観点から、消費・安全部門における表示規制など、他の分野における立入検査のノウハウも生かしながら、これと一体的に流通監視を行ふ体制を整備したいというふうに考えております。  
具体的に申し上げますと、国と都道府県の役割分担は、現在、食糧法と同様に食品業者への規制を行つておられるJASがあります。JAS法の表示規制においては、県内業者は県、県を越える業者は国が担当するという分担が定着しております。こうしたことにも参考にしながら、今後、都道府県ともよく相談をさせていただいた上で、国と地方の適切な役割分担を検討していきたいというふうに考えているところでございます。  
○佐々木(隆)委員 今のは、食糧法の方の話だと思うんですが。  
今、消費者庁の論議、我々は消費者権利院と言つていますが、それと、前に我々が出した安全法も含めて常に問題になるのは、出先のところのチエックをだれがどうやってやるんだ、だれが相談を受けるんだということころが一番問題なんですね。そのときに、一番、チエック体制の、それがだれがやるんですかと、いろいろなところが決まつていな

い、今考え方も示せない状態で我々に法律を論議しろというのは、余りにも乱暴なのではないかと。いうふうな気がします。

あわせて聞かせていただきますが、都道府県に委任するというのは、それは自治事務なんですか、それとも法定受託事務なんでしょうか。

○町田政府参考人 取り締まりチエック体制につきましては、繰り返しになりますが、私ども今回、トレーサビリティーであれば、トレーサビリティーまたは原料原産地表示の義務づけ、食糧注文であれば、遵守事項を設けて、それについて勧告、命令等そういうた指導をしていきます、立入検査をします。そういう新しいこと、こういう重要な点については、当然のことながら法律で骨格を示させていただいております。

その具体的な実施の仕方につきましては、それが実効性がより上がるようになると、国、国の中にも本省、地方局、地方農政事務所がございます、また県もございます、そこで適切な役割分担をやることで、これは政令ということで定めていくわけでございますが、当然のことながら、パブリックコメント等、透明性を確保、上げながら検討を進めていくということです。

また、事務でございます。新しくできます事務は、遵守事項関係の事務あるいはそれに伴う立入検査でございますが、これは自治事務ということです。

○佐々木(隆)委員 いわゆる食糧法ですが、「主要食糧の需給及び價格」というこの法律は、「主要食糧」と書いてあるんです。これは「主要」を取らなきやだめですよね、それだったら、国がある程度の責任を持つていてから主要食糧と言うわけでしょう。もともと食糧管理法からきてるんですから。それなのに、自治事務にはならないと思うんですよ。法定受託事務というのならまだわかるります。国の事務なんですから、それをお願いするという話ですから、それはちょっと違うのではないかというふうに私は思います。

それともう一つ、トレーサで追つかけるという話ですが、食とか医療とかいうのは、事故が起きてから追いかければいいというものではないですね。事前に防ぐというところに意味があるわけです。

そういう意味で、もう一度、この二つの点について答弁を求めてたいと思います。

○町田政府参考人 今回、この法案を出させていただいているのは、まさにその横流れを防止するということでございます。事故米問題等を反省し、国民の皆さんに御迷惑をおかけしたということを踏まえて出させていただいておりまして、とにかく、問題が起らぬように未然に防止するということは当然のことございます。

私ども、今回、この新しい法律に基づきまして報告徴収をかけられますので、幅広く報告をかけますとともに、あるいは、関係の皆様から情報を抜き打ちのチェックに入るといったこともござります。また、警察等、都道府県、そういう関係機関ともよく連絡をとりながら対応していきたいというふうに考えております。

○佐々木(隆)委員 法定受託事務ではないという点については答弁いただいていませんが。

○町田政府参考人 先ほどもお答えさせていただきましたが、私ども、同じようにに食品に関する規制をやつておりますJAS法、これについても自治事務ということでやっているところでございます。

ただ、今、どの部分を都道府県にお願いするかという役割分担については検討させていただいているのですが、役割分担される県のそういう業務につきましても、地方自治法に基づきまして、国は指導助言といったことができるわけござります。そうしたことはきちっとやって、国として、地方自治法に定められているようなことについてはやつていただきたいというふうに思っております。

○佐々木(隆)委員 JASの場合は、県をまたぐか、またがないかということが一つの基準になつ

てゐるわけですが、この米トレーサについていえども、もともとのこの法案をつくるきっかけになつたのが、要するに、不正規流通がまさに県を横断して、港まで含めてやられたわけですね。しかも主要食糧だと言つていて、そしてこれは自治事務だというのは、どうも流れとしては余りすつきりとした説明にはなつてないのではないか。

米の問題も、結局、かつては許認可で、米を扱える業者というのは限定されていた。それでは余りにも使い勝手が悪いということで、いわゆる緩和をしてきたわけです。それを悪用した業者がいたわけですね。だれでも買える、だれでも売れるということを利用してロングダーリングして、わけがわからなくして、結局あいうことが起きたわけです。そうすれば、チェック体制というものが一番最初に検討されなければならない課題だというふうに私は思ひますので、その点については、ぜひひそのことを考えてやつていただきたいといふうに思います。

大臣、もしそれについて何かあれば、ぜひお願ひします。

○石破国務大臣 それはそのとおりです。です

から、この間の三笠フレーズの事例というのは、チェック体制は全然なつておりますんでしたといふことは幾重にもおわびをしたことございますし、改善をいたしたところでございます。

それとトレーサというものは、やはりこれは、それが、一体この米はいかなる由来のものであるかということが常に把握ができる、そして、流通にかかる人たちは、生産から食卓に至るまでかかわる業者さん、あるいは生産者、それが常に記録をつけられるということにおいて、さかのぼることが可能であり、緊張感を持つて米の流通に当たるということができるといふんですから、きっとやつてくるべき体制が、昨年来のいろいろな事故にかかわって、國民の皆さん方に何らかお示しをしなければいけないという状況の中で出てきた法律であるということについては我々も理解をするんです。しかし、それにして余りにも急ぎ過ぎ、ちょっと煮詰め切つていいのではないかという感はやはり否めないわけでありまして、今大臣が決意をお示しいただきましたので、そこは大臣にゆだねるしかありませんが、ぜひそのように取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後の質問になるかもしませんが、今、大臣の肝いりで農水省の改革チームが改革についてい

○佐々木(隆)委員 次に移らせていただきます。

そもそも、この二つの法律についてなんですか、先ほど来指摘がありますように、対象品目、

政令事項、規模要件、政令事項。トレーサビリ

ティーの記録内容、省令。産地の具体的な方

務省令。ほとんど省令とか政令にゆだねられて

いるわけですね。

先ほど遵守事項というお話をありましたが、遵守事項といながら、することができる、こうい

う表現になつてゐるわけですよ。遵守という意味は、かたく守るという意味なんですから、するこ

とができるというのは、かたく守ることは違う

のではないかといふ気が私はするんですね。ねば

ならないというのが大体が遵守事項ですか。と

ころが、食糧法の方を見ると、ほとんど、するこ

とができるとなつて、「遵守事項」と書いてあるん

です。

こういう法律を、今さらやめるというわけでは

ありませんが、私どもはここで論議をして、そし

て、この法律をどこかで成立させるか明らかに

論を出していくわけです。そのときに、国民に対

して我々も説明責任を負うわけですね。大臣は行

政のトップですから常にそれに参加できるかもし

れませんが、我々は常に参加できるわけじゃな

い。そうすれば、当然のことながら、説明責任を

負わされているときには、ほとんどは、あとは政省

令にお任せしております、遵守というのは、する

ことができるといふんですから、きっとやつてくる

べき、改善をいたしたところであります。

それとトレーサというものは、やはりこれは、

チエック体制だけきちんとしていればいいのかと

いえば、それはそうではなくて、消費者の方々

が、一体この米はいかなる由来のものであるかと

いうことが常に把握ができる、そして、流通にかか

るということがありますので、かかる業者につけ

ることで、さかのぼることが可能で

あります。そうしたことはきちっとやって、国として、

地方自治法に定められているようなことについて

はやつていただきたいというふうに思つております。

ださたいというふうに思います。

○石破国務大臣 おっしゃるとおりです。

ですから、政省令事項にゆだねるのは、それが

極めて技術的なものであつて、法案として御審議

いたくには余りに膨大多岐にわたるということ

であるから政令にゆだねているのだということ

なのですが、その内容の書き方によつては、何

のためには法律をつくつたんだかわけがわからぬと

いうことにもなりかねないということは、多くの

う表現にもなりかねないということは、多くの

う表現になつてゐるわけですよ。遵守とい

いろいろ検討されているというふうに言われております。その中で、地方の農政事務所のことが取り上げられているというふうに聞いているわけですか。

私は、無駄を省くということや組織をスリム化することを全面的に否定するつもりは全然ないんです。が、先ほど申し上げましたように、食の安全とか、それからトレーサビリティーだとかいうことで業者をどうやってチェックするかというところに、必要なのは、出先の人間がどれだけ、もちろん訓練はしなきゃダメですけれども、これは結構人がやるですから、人がいなければチェックできないわけです。

そのところで、私は行革ということについても少し違うというふうに思っているんですが、行革は簡素、効率とすぐ言います。が、行革というのは、簡素、効率を求めるのが行革ではなくて、サービスの変化にどうやって対応させるかというところがやるのとこをやっていたわけですね。

そういう意味で、地方の農政事務所は、もとはそれこそ入りのところをやっていたわけです。刺してほんと押してといふ、これはまさに入り口規制をやつていたわけです。今その業務はなくなつたことは確かですが、しかし、やはり中間とか出口の規制というものの業務、新たに今、食の安全とかトレーサとかいう新たな業務が加わってきているわけですね。では、そちら側に訓練をしていない役目を行革だからといって放棄してしまうというようなことになつては、とんでもない間違ったことです。本来行政が果たさなければならぬ役目を行革だといつて放棄してしまう

ところが、私は行革ということについても少し違うというふうに思っているんですが、行革は簡素、効率とすぐ言います。が、行革というのは、簡素、効率を求めるのが行革ではなくて、サービスの変化にどうやって対応させるかというところがやるのとこをやっていたわけですね。

それから三つ目が、先ほど来、基本計画の見直しに合わせてという話が何度も出てきているんですが、この水田フル活用あるいは米粉用や飼料用の作付、それから生産調整のあり方というのが基本計画と非常にかかわりの深いものであるだけに、基本計画が出ていない今の時点で我々はほかのことも論議しているわけですから、そういった意味では、この組織改革、基本計画の見直しこの三法、これらについてどのように整合性をとつて進めていくこととされているのか、お伺いをいたします。

○石破国務大臣 まず、農政事務所等々の役割についてであります。これはくだぐだ申し上げることはありません。具体的には、三月末までに基定員要求までに成案を得るということでございま

す。委員おっしゃいますように、行政改革の名のもと行政が本来やらなきやいかぬことができなくなります。何のための行政改革だといふことになるわけでござりますから、そのことはよく念頭に置きながら、そういうそりりを受けることがないよう機構改革はやらねばならぬといふふうに思つておるところでございます。これが

ありますので、先ほどの参考人の質疑の中でも随分論議されたのは、将来の展望をちゃんと示してほしい、そうでなければ、飼料米にしても米粉にしても、我々は安心して取り組むことができないではないかという話が、これは何人からも出されたわけですね。そういった意味で、この水田フル活用とともに、ちょっと首尾一貫してい話を、我々のところに曲がつて伝わっているのかどうかわかりませんが、ちょっと首尾一貫してい話が、我々のところに曲がつて伝わっているのかどうかではないかというふうな言われ方もしておりますので、そこと水田フル活用の関係ですね。

それから三つ目が、先ほど来、基本計画の見直しに合わせてという話が何度も出てきているんですが、この水田フル活用あるいは米粉用や飼料用の作付、それから生産調整のあり方というのが基本計画と非常にかかわりの深いものであるだけに、基本計画が出ていない今の時点で我々はほかのことも論議しているわけですから、そういった意味では、この組織改革、基本計画の見直しこの三法、これらについてどのように整合性をとつて進めていくこととされているのか、お伺いをいたします。

○石破国務大臣 まず、農政事務所等々の役割についてであります。これはくだぐだ申し上げることはありません。具体的には、三月末までに基定員要求までに成案を得るということでございま

し上げましたが、これは、見通し得る将来、よほ

どのことがない限りこの方針は変わらないのだと

いうふうに私は思っております。また時の大臣が

どのような御判断になるかそれは存じませんが、

水田フル活用という考え方は、やはり日本に向

いた水田という装置をどうやってフルに活用するか

という考え方でございますから、生産調整の一環として、ここが大事なところでございますが、生

産調整の一環としてこれを位置づけ、今後さらに定着をさせるべく努力をすべきではないかと思つております。

それから、いろいろな改革あるいは基本計画の改定との整合性いかんと/orとでござりますが、これは参議院においてもお答えをしたこと

がござりますけれども、それぞれ、いつまでにやらなければいけないというもの、あるいは、いつま

でにやるべき、それを目途としてというふうに申

し合わせがなされているもの、そういうものがそ

れぞれ違いますので、議論というものが一見ばらばらのよう見えますが、それがすべて整合しま

すように、私農政改革担当大臣も拝命をしてお

るわけでござりますが、そこは自配りをしながら、きちんととした整合性のとれた議論が行われる

ようにしていかねばならないと思つております。

いずれの場面にも、農林水産省というものが主

体的に参画をいたしておりますので、あるいは農

林水産省の中の議論もござりますので、そこがそ

こを來すことがないように、跛行性を示すことが

ないようによく配意をしてまいらねばならないと思つておる次第でござります。

以上であります。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたので終わらせていただきましたが、きょうの朝日新聞に、何

か、次官が地方行脚をされておられるという記事が出ておりました。地方はほとんど技術官ばかりで事務官がいないというようなことも、中央と地

方のことを来していいる原因になつてゐるのではないかなどという話がありましたが、そこはぜ

ひ、よくその行脚の成果を出していただきたいと

いうふうに思います。

法律論議をさせていたいでまいりましたが、私は、法律というのは、必ずそこを利用する人がいるし、適用される人がいるわけがありますが、

やはりそういう人たちにとって使い勝手がいいと

か、あるいは、この法律ができる安心できたとか

いうものでなければならぬと思うんですね。

そういう意味では、実は少し中身が、骨格だけ

というような部分があつたり、必ずしも満足がし

切れるものではありませんでしたけれども、この法律がそういう意味でしっかりと機能されるとい

うことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○遠藤委員長 引き続き、各案中、内閣提出、米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し宮腰光寛君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。筒井信隆君。

○筒井委員 関連する法律案に対する修正案の伝達に関する法律案に対する修正案

案が提出されております。

この際、本案に対し宮腰光寛君外三名から、

自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び

社会民主党・市民連合の四派共同提案による修

正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。筒井信隆君。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

私は、自由民主党、民主党・無所属

クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合を代表

して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地

情報の伝達に関する法律案に対する修正案の趣旨

を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりであります。

以下その内容を申し上げます。

法律案の附則における政府が検討すべき事項



平成二十一年三月十九日

に、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一類第八号

農林水產委員會議錄第四號

平成二十一年三月十九日

平成二十一年三月三十一日印刷

平成二十一年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C